

上越教育大学

キャンパスマスタープラン 2017

～ 第3期中期目標期間から未来へつなぐ ～



平成29年3月

本学の施設は、国からの施設整備費補助金、施設費交付金や運営費交付金等によって整備・管理を行ってきていますが、現状においては老朽化の進行により改修が必要な施設が全体の6割を占め、基幹整備（ライフライン）についても法定耐用年数を超過していることなどの課題を抱えており、このままでは、事故発生等のリスクを招くとともに、教育研究活動に重大な支障を来すおそれがあります。

昨今の厳しい財政状況の中、良好な教育施設環境を維持・確保するために、自らの責任において主体的に施設整備・管理を行うための施設マネジメントを進めていく必要があります。

キャンパス環境の質の向上を図るなど基本的な計画を示す、本キャンパスマスタープランにより、教育研究環境に対応した計画的な整備、学生・教職員など利用者の視点に立ったキャンパス環境の充実、大学の戦略を推進するキャンパスの活用などについて、学内で合意形成を図り、キャンパスの目指すべき姿に向け整備を進めていくことが重要です。



（イメージキャラクター）

マナーブ・デ・ジョーキョー先生

0. はじめに

■キャンパスマスタープランの位置づけ	1
--------------------	---

■機能別分化への対応	1
------------	---

I. キャンパスの基本方針

1. 経営戦略

■大学憲章	2
-------	---

■ミッションの再定義	3
------------	---

■戦略への対応	3
---------	---

■財政	4
-----	---

■関係機関との連携強化	5
-------------	---

2. 現状把握

■キャンパスの現状	6
-----------	---

■歴史的変遷	7
--------	---

■立地条件	8
-------	---

■法的規制	9
-------	---

■面積整備経緯	10
---------	----

■施設整備補助金・学内修繕費等経緯	10
-------------------	----

■光熱水量及び光熱水料経緯	11
---------------	----

■施設の点検調査	11
----------	----

■既存施設の経年数の整理	12
--------------	----

■施設の耐震性	14
---------	----

■その他の安全性	15
----------	----

■消費エネルギーの把握	16
-------------	----

II. キャンパスの整備方針・活用方針

1. 基本方針に基づく整備の方向	17
------------------	----

2. キャンパスの特徴と魅力の向上	19
-------------------	----

3. 国の整備計画と関連性	21
---------------	----

4. 既存施設の劣化防止	23
--------------	----

5. 資産有効活用の方向	24
--------------	----

Ⅲ. キャンパスの部門別計画

1. 部門別計画

■フレームワーク (Framework)	28
■土地利用・ゾーニング (Land-use zoning)	29
■交通・動線 (Flow planning)	32
■景観 (Landscape)	33
■公共空間 (Public spaces)	35
■表示・展示 (Signs and campus artworks)	35
■ユニバーサルデザイン (Barrier-free access)	37
■キャンパス資源 (Resources)	37
■緑地・緑化 (Tree planting)	40
■設備・インフラ (Lifeline infrastructure)	41
■災害・安全衛生 (Safety campus)	42
■環境 (Sustainable campus)	42
■施設整備中期計画	44
■短期整備行動計画 (施設マネジメント計画)	46
■エネルギー管理	46
■維持管理	46
2. 実現に向けた取組	47
3. 実現を担う体制	47

Ⅳ. 資料

■第3期中期目標・中期計画	48
■コース等建物別保有状況	52
■建物別配置状況	52
■コース等面積	53
■コース等院生室 1人当りの面積経緯	53
■学生数等経緯	54
■環境方針	55
■温室効果ガス排出抑制等のための実施計画	55
■有効活用規程	55
■施設マネジメント基本方針	57
■懇談会への対応	60

■キャンパスマスタープランの位置づけ

キャンパスマスタープランは、教員養成系大学として本学に求められるキャンパスの整備方針を提示するものであり、同時に「未来へつなぐキャンパス像」として大学全体で共有するためのものである。

- ・大学の施設環境は次代を担う心豊かな人材を育て、より高度な教育研究活動の展開や、地域及び国際社会に貢献する先進的で学術的な特色ある研究を推進する上で重要な基盤を成すものである。
- ・大学の施設環境は知的創造活動や知的資産を継承する場であり、適切な維持管理を行うことでシンボリック的存在となるとともに、広く社会へのメッセージとなる。
- ・大学施設の現状と課題を示すことで、中期的な整備方針や維持管理への理解と協力を得るものである。
- ・大学施設の地理的環境・歴史の変遷を再確認し、地域との連携や環境配慮への理解と協力を得るものである。

■機能別分化への対応

本学は、初等中等教育教員に研究・研鑽の機会を提供することを趣旨とする大学院修士課程と、初等教育教員を養成する学部を持ち、専門職としての高度の資質能力を身につけるための機能を託されている。

本学施設は、教育研究活動を支える基盤として、高度化・多様化する教育研究に対応し、優れた知的創造活動を発展的に進めるために、必要かつ十分な機能を持った質の高い教育研究環境を継続的に確保していく必要がある。

また、運営費交付金における重点支援枠においては、「地域活性化の中核的拠点」として貢献する取組が求められていることから、多様な利用者が交流する公共性のある空間として、地域に開かれた生涯学習の場、災害時の防災拠点としての機能強化に取り組む必要がある。

魅力ある教育研究環境は、国内外の優れた学生や研究者を引き受け、教育研究の活性化とともに、地域との連携や国際交流の推進にも重要な役割を担っている。

大学が果たすべき機能は、次の七つに大別される。(平成17年の中教審「将来像答申」より)

- ①世界的研究・教育拠点
- ②高度専門職業人養成
- ③幅広い職業人養成
- ④総合的教養教育
- ⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点
- ⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

I. キャンパスの基本方針

1. 経営戦略

■ 大学憲章（平成21年3月19日制定）

上越教育大学は、人類の福祉及び文化と学術の発展に貢献する大学の普遍的使命を自覚し、教員の養成と再教育を担い教育に関する先端的な研究を進める大学として更に飛躍するため、ここに上越教育大学憲章を定めます。

上越教育大学は、教育者としての「使命感」・「人間愛」・「創造力」を有する教員の養成を目指します。

上越教育大学は、自然や歴史、文化に恵まれ、教育に対する深い理解と愛情を有するこの文教の地において「地域に根ざした教員養成」を実現します。

- 教育の目標
 - ・教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての理解、優れた教育技術を持った教員を養成します。
 - ・学生の個性を尊重し、個に応じたきめ細かな教育研究指導を行います。
 - ・現職教員と教職を志す学生が共に学ぶことができる場を提供し、教育実践力の育成に努めます。
- 研究の目標
 - ・学校教育にかかる諸科学において、理論研究と実践研究の融合を目指し、先進的で学際的な研究を推進します。
 - ・教育現場の課題に立脚し、教育現場に根ざした研究を推進します。
- 社会への貢献
 - ・地域の優れた教育環境を活かし、国内はもとよりアジア、世界に向けて教育研究成果を発信します。
 - ・学術文化の中心として、教育研究成果を社会に還元し、地域と共に学びの場を創造します。
 - ・海外の高等教育機関と連携し、国際的な教師教育の充実と発展に寄与します。
- 大学運営の基本
 - ・全ての大学構成員が、相互の人格を尊重し、その個性と能力を最大限発揮できるよう安全で快適な学園環境を創造します。
 - ・開かれた大学として、教育・研究・運営に関わる情報の公開に努め、社会に対する説明責任を果たします。

■ ミッションの再定義

本学は「大学院(現職教員再教育)重点化を目指す大学」として、学校現場に密接に関連した実践的な教育を行うことを基本的な目標とする。また、教育委員会等との連携により、教員養成の質的転換と研修機能の強化を図るものとする。

教員組織	実践的指導力の育成・強化を図るため、大学教員については、学校現場での指導経験を考慮した採用を行う。なお、指導経験のない大学教員に対しては、採用後に附属学校等における研修を実施するなどの取組を積極的に進める。
教育委員会との連携による 大学教育の質の確保	教育委員会や公立の連携協力校における、学部や大学院のカリキュラムの検証、養成する人材像、現職教員の再教育の在り方などについて、教育への社会の要請を受けとめ、その質の向上を図る。
学士課程教育(学部)における 教員(人材)養成	実践的な能力を養成しつつ、教科及び教職に関する各授業科目を有機的に結びつけた体系的な教育課程を編成し、資質の高い学校教員を養成する。
大学院における教員養成及び 現職教員の再教育機能	教職大学院では、 新しい学校づくりの有力な一員となり得る新任教員の養成を行う。また現職教員を対象として、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導的理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを要請する。 修士課程では、教科及び教職に優れた実践的指導力を備えた、高度専門職業人としての教員を養成する。また、社会人をはじめ多様な人材の教員養成も行う。
研究及び社会貢献活動	教員養成のモデル大学として、社会的要請の高い課題解決に向けた先導的な研究に積極的に取組み、その成果を教育現場に還元する。

■ 戦略への対応

次世代のための新たな教員養成教育課程の開発・導入

「21世紀を生き抜くための能力+ α (アルファ)」を備えた教員を養成するため、学士課程では教育課程の編成方針及び編成基準により新カリキュラムを編成するとともに、修士課程と専門職学位課程の両課程の強み・特色を活かし、両課程が協働して教育研究成果の共有をはじめ、教育内容や指導法とその検証等を行う体制を構築する。

さらに、第3期目標期間中に全授業科目の5割以上の科目でアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れることにより、学校現場でアクティブ・ラーニングを実践できる教員の養成を行う。

地域・学校現場における課題解決型プログラムの開発・体系化

現代的教育課題の解決に向けた研究を推進するため、教育委員会や学校現場との連携体制を強化するとともに、学校現場における指導経験を有する者や教育実践に関する研究実績を有する研究者等を配置するなど、研究実施体制を強化し、支援に係る組織体制を充実する。

入学から卒業・修了までの一貫した総合的な学生支援の構築

進学者と保育士就職者を除く卒業生の教員就職率を80%以上、修士課程においては75%以上、専門職学位課程においては100%を目標とするほか、学校でのボランティア活動等の体系化を進め、支援体制を強化し、入学から卒業・修了までの一貫した総合的な学生支援を実施する。

大学改革

大学改革における大学院課程の改組にあたっては、既存施設を最大限に活用した諸室の再配置を行う。

■ 財政

各年度の予算状況

(単位:百万円)

(収入:予算額)	2011	2012	2013	2014	2015	2016
運営費交付金	3,120	3,337	3,193	3,171	3,057	3,076
施設整備費補助金	—	85	33	284	61	—
補助金等	17	—	129	10	2	3
施設費交付金	25	25	25	25	25	28
自己収入	943	966	965	916	903	917
寄附金など	61	192	186	100	105	94
目的積立金取崩	—	—	30	0	70	0
計	4,166	4,605	4,561	4,506	4,223	4,118

(大学概要より)

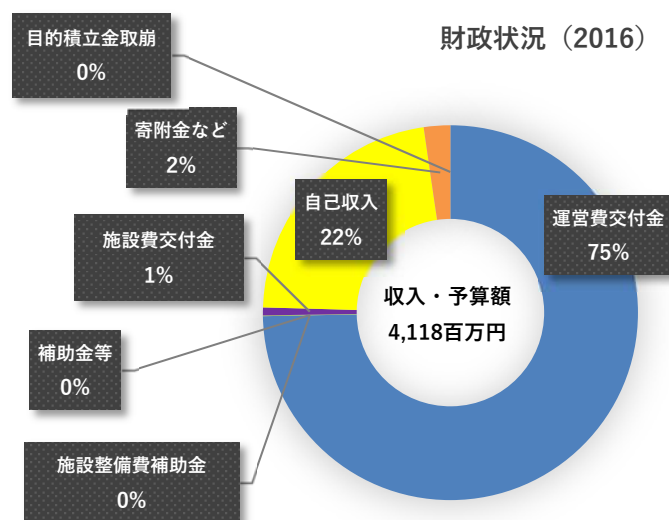
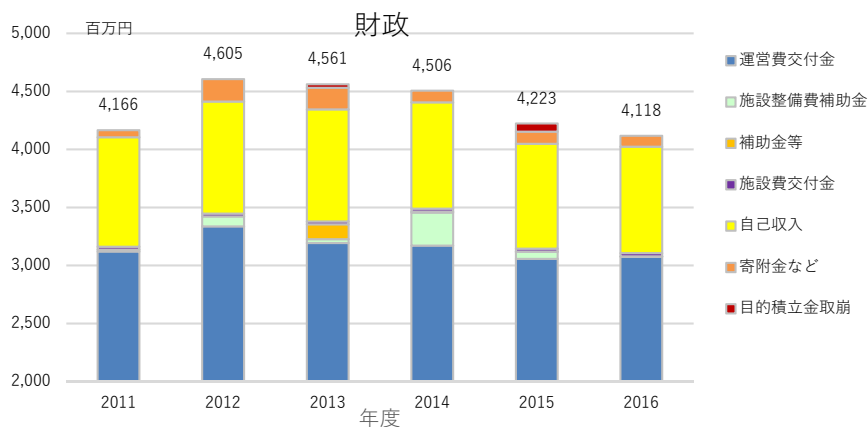
平成29年度学内予算編成方針(妙) (平成29年1月23日 経営協議会・役員会 承認)

本学は、国から措置される運営費交付金と授業料等の自己収入を主な財源として、大学運営を行っており、財源の約8割を運営費交付金が占めている。

収入予算においては、学生定員の充足による自己収入の確保が喫緊の課題である。

一方、支出予算においては、約4分の3を占める人件費の削減・抑制を図っていかなければ、本学の財政に極めて深刻な影響を及ぼすことが懸念されるところである。

極めて厳しい中期的な財政見通しを踏まえ、本学は授業料や外部資金等の自己収入の確保に努めるとともに、人件費を含む支出予算の戦略的かつ計画的な抑制に取組み、教育研究の活性化や学生支援の推進等を図るために予算の重点化を推進するとともに、学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境が必要である。



関係機関との連携強化

教育研究の充実、高度化と大学全体としての多様性を一層進めていくためには、大学間ネットワーク及び地方公共団体等との連携を考慮することが重要であり、次のことに配慮する。

- ・大学が有する物質資源の共同利用により、地域における知の拠点としての機能強化を図る。
- ・県や市の教育委員会をはじめ、地方公共団体等との協働体制を確立し、その活動拠点の場を確保する。
- ・地域におけるキャンパスの果たすべき役割を検討し、地域社会でキャンパスの存在感を強くするよう考慮する。

《近隣町内会との懇談会については、資料 P61参照》

2. 現状把握

■ キャンパスの現状

本学の主な施設は、市内の山屋敷町、西城町及び本城町の3つの団地に点在している。

(山屋敷団地)

山屋敷団地は本学のメインキャンパスであり、えちごトキめき鉄道の高田駅から北へ約4.3km、JR信越本線直江津駅から南に約6.0kmの山屋敷町に位置し、敷地面積353,041㎡の緑と水の豊かな丘陵地にある。

教育研究ゾーンは自然地形を生かし、施設は集約化、高層化を図り機能的に配置されている。施設は、鉄筋コンクリート造の8階建ての校舎及び鉄筋コンクリート造5階建ての学生宿舎等で、延べ面積は66,700㎡の施設が整備されている。

上越市(旧高田)は多雪地帯であり、冬季における建物間の連絡動線を確保するため、各建物を渡り廊下で接続し天候に左右されずに移動ができる。また、中庭広場はコミュニケーションの場として、各建物からアクセスしやすいキャンパスの中心に設けられている。

(西城団地)

西城団地は、えちごトキめき鉄道の高田駅から東へ約1.5kmの所に位置し、敷地面積36,731㎡の平坦地である。施設は、鉄筋コンクリート造の3階建ての校舎等で延べ面積6,135㎡の附属小学校及び延べ面積1,852㎡の学校教育実践研究センターが地域との研究連携を図る目的で整備されている。

(本城団地)

本城団地は、えちごトキめき鉄道の高田駅から東へ約2.2kmの高田公園、松平忠輝の居城であった高田城跡地に位置し、敷地面積50,127㎡の平坦地である。施設は、鉄筋コンクリート造の3階建ての校舎等で延べ面積5,930㎡の附属中学校が整備されている。

H28施設実態報告(2016.5.1 現在)より

	山屋敷団地	西城団地	本城団地
所在地	上越市山屋敷町1番地	上越市西城町1丁目7番1号	上越市本城町6番2号
標高(海拔)	15.0 m	10.0 m	12.5 m
主な施設	大学校舎、図書館、福祉施設 体育館*1 特別支援教育実践研究センター 学生宿舎、職員宿舎 ほか	学校教育実践研究センター 附属小学校 校舎 体育館*2 ほか	附属中学校 校舎 体育館 ほか
敷地面積	353,041 ㎡	36,731 ㎡	50,127 ㎡
建築面積	24,823 ㎡	4,566 ㎡	3,785 ㎡
延面積	66,700 ㎡	7,987 ㎡	5,930 ㎡
学生・生徒・児童数	1,240 人	440 人	360 人
教職員数	271 人	28 人	19 人

学生・生徒・児童数は定員、また、教職員数は非常勤を含まない。

*1 上越市指定緊急避難場所兼指定避難所(地震・水害・土砂災害: 海拔18.0m)

*2 上越市指定緊急避難場所兼指定避難所(地震・水害: 海拔10.0m)

■ 歴史的変遷

昭和53(1978)年10月1日に新構想の教員養成大学として創設され、同年度作成の山屋敷キャンパス全体計画に基づき、校地面積355,919㎡の敷地造成及び校舎設計が行われた。

昭和54(1979)年度から校舎建設が始まり、教育研究に必要な校舎群、管理施設及び福利施設等については、昭和60(1985)年度末までに約90%が完成された。

昭和61(1986)年度～

講堂、特別支援教育実践研究センター、スポーツ科学実験棟、情報メディア教育支援センター、国際学生宿舎などを整備し、さらなる教育研究活動の充実を図った。

平成13(2001)年度～

国が定めた「第2期科学技術基本計画」(平成13年3月閣議決定)を受けて策定した「国立大学等施設緊急整備5か年計画」(平成13～17年度)期間中には、老朽化が始まったライフライン(電気設備等)の再生を中心に整備を行った。

平成18(2006)年度～

「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月閣議決定)を受けて策定した「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(平成18～22年度)の期間中には、引き続き大学施設の「安全・安心」な利用を図るための耐震対策ならびにライフラインの老朽解消を行った。

なお、平成19年7月に発生した「中越沖地震」により被害を受けた体育館の耐震改修もこの時期である。この期間中には、目的積立金により、教職大学院棟ならびに臨床研究棟を増築し、教育環境の向上を図った。

平成23(2011)年度～

「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月閣議決定)を受けて策定した「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23～27年度)の期間中には、安全な教育研究環境確保(Safety)のためライフライン(給水設備等)の再生及び非構造部材を含む耐震化事業を行った。

平成28(2016)年度～

「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月閣議決定)を受けて策定した「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成28～32年度)期間中は、国が抱える3つの課題(「安全・安心な教育研究環境の基盤の整備」、「国立大学等の機能強化等変化への対応」、「サステナブル・キャンパスの形成」)ならびに本学の第3期中期目標・中期計画を踏まえた施設整備を目指す。

(法人化以降の主な施設整備補助金事業)

平成18年度(2006)・・・附属小学校体育館の耐震補強工事(増築324㎡を含む)

平成19年度(2007)・・・山屋敷団地の体育館と小体育館の耐震補強工事(機能回復のための大型改修)

平成20年度(2008)・・・人文棟・音楽棟のエレベーターの身障者対応、附属図書館2階のトイレ改修(バリアフリー対策)

平成21年度(2009)・・・山屋敷地区の市水受水槽改修、共同溝内の給水配管更新及び附属図書館に太陽光発電設備新設

平成22年度(2010)・・・対象事業なし

平成23年度(2011)・・・対象事業なし

平成24年度(2012)・・・附属図書館の空調設備改修

平成25年度(2013)・・・共同溝内の蒸気配管改修

平成26年度(2014)・・・音楽(研究)棟の耐震補強(内部改修を含む)

平成27年度(2015) … 非構造部材の耐震化事業(講堂天井部材の軽量化、照明器具の脱落防止対策、附属小・中学校のバスケットボールゴールの脱落防止、中学校武道場の天井材の軽量化)

平成28年度(2016) … 対象事業なし

平成29年度(2017) … 高圧受変電設備・防災受信機改修(予定)

■ 立地条件

本学が位置する上越市は、新潟県南西部の日本海に面した高田平野にあり、奈良時代には越後国の国府が置かれ、戦国時代には長尾景虎(上杉謙信)に代表される長尾氏(上杉氏)が春日山城を居城とし、江戸時代には春日山藩のちに高田藩が置かれた。

昭和46(1971)年に高田市と直江津市が新設合併し、人口は約20万人である。北陸自動車道・上信越自動車道、北陸新幹線も市内を通り交通の便は良く、市内大部分の地域は豪雪地帯対策特別措置法に基づき「特別豪雪地帯」に指定されている。(平成24(2012)年には高田測候所で最深積雪222cmを観測)

(自然と調和した環境)

本学の教育・研究と一体化した自然環境「緑の小道」等を整備するとともに、群として調和のとれた建物外観を形成し、景観に配慮した環境整備を実施してきた。

特に「緑の小道」は、環境整備の中で、本学が取り組んでいる大学創りのシンボリックな存在であり、平成17(2005)年度には1,300人を超える児童・生徒が総合学習の場として訪れている。

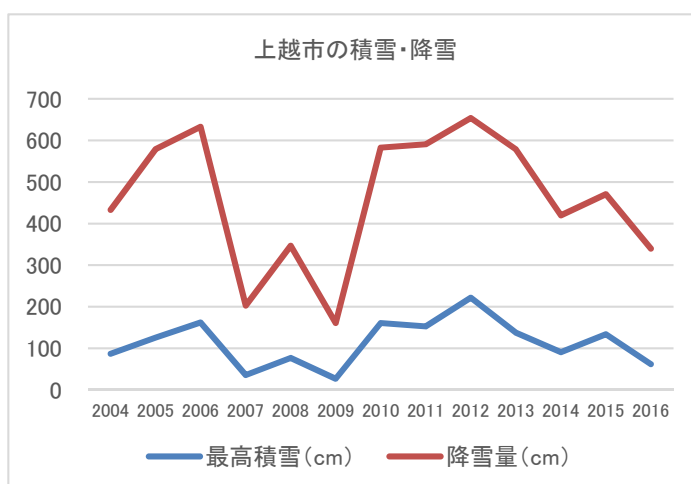
「緑の小道」周辺の森は、古来より脈々と継承されてきた歴史と文化が既存樹木を介してうかがい知ることができる貴重な体験の場であり、その貴重な森を守るには、上越地域の潜在自然植生種の保護育成に努め、外来種を出来るだけ排除し自然環境整備を維持することが重要である。また、地球温暖化防止対策としても、既存樹木の保存、植栽によるさまざまな対策を検討され、実行に移されている。

上越市の積雪・降雪 (高田測候所記録)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	平均値
最高積雪 cm	87	126	162	36	77	27	161	153	222	138	91	134	62	114
降雪量 cm	433	579	633	203	347	161	583	591	654	579	420	471	340	461



車に降り積もった雪 (2012.2.1: 学生宿舎)



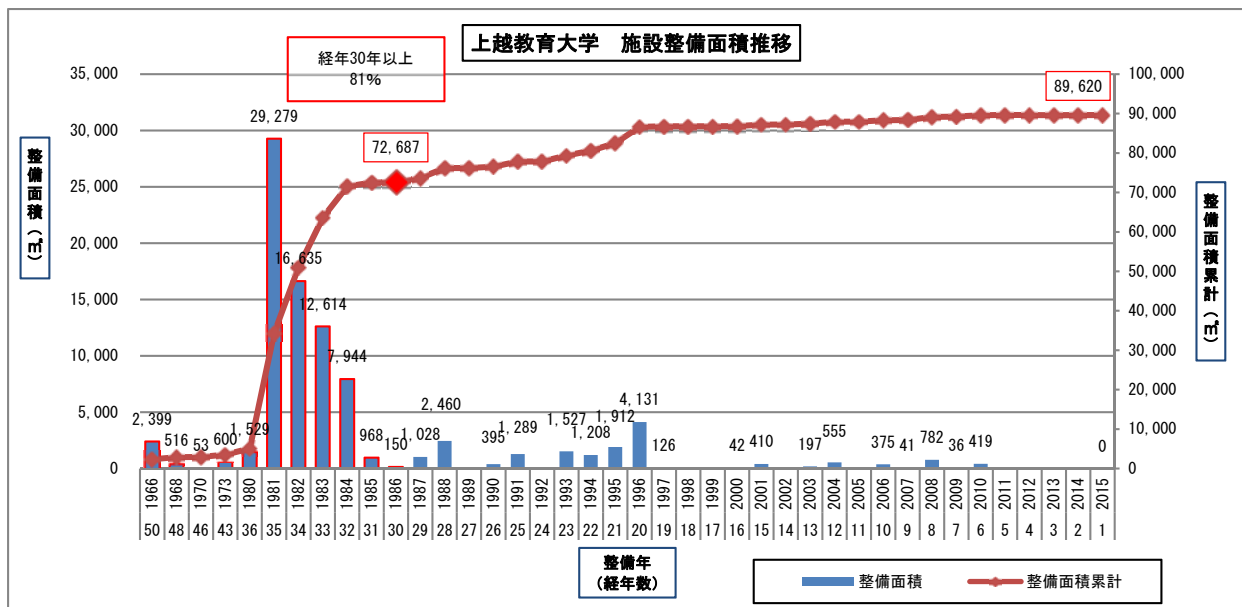
法的規制

本学施設の整備ならびに維持保全においては、関係法令を遵守し的確に行うものとする。

法令等	山屋敷団地	西城団地	本城団地
建築基準法・都市計画法等			
都市計画区域	市街化区域	市街化区域	市街化区域
用途地域	1種中高層住居専用地域	1種低層住居専用地域	1種低層住居専用地域
公害防止地域	大気汚染・騒音・振動・悪臭 水質汚濁・地盤沈下	大気汚染・騒音・振動・悪臭 水質汚濁・地盤沈下	大気汚染・騒音・振動・悪臭 水質汚濁・地盤沈下
その他地域	—	史跡名勝	史跡名勝
建ぺい率	60%(7.0%)	50%(12.0%)	50%(8.0%)
容積率	200%(19.0%)	80%(22.0%)	80%(12.0%)
定期検査・報告(第12条)	建築物・建築設備・昇降機	建築物・小荷物専用昇降機	建築物・小荷物専用昇降機
労働安全衛生法			
性能検査(第41・45条)	ボイラー・圧力容器	—	—
定期自主検査(第41・45条)	エレベーター	エレベーター	エレベーター
電気事業法			
自主定期点検(第42条)	電気工作物	電気工作物	電気工作物
ガス事業法			
適合調査(第40条)	湯沸器・風呂釜	湯沸器・風呂釜	湯沸器・風呂釜
水道法			
水槽の清掃(第34条)	受水槽・高置水槽	受水槽・高置水槽	受水槽・高置水槽
水質検査(第34条)	〃	〃	〃
浄化槽法			
水質検査(第11条)	汚水処理施設	—	—
清掃(第10条)	〃	—	—
保守点検(第10条)	〃	—	—
消防法			
定期点検(第17条)	消防用設備	消防用設備	消防用設備
定期報告(第8条)	〃	〃	〃
大気汚染防止法			
ばい煙測定(第16条)	ボイラー	—	—
下水道法			
水質分析(第12条)	—	対象外	対象外
省エネ法・温対法 … エネルギー管理指定工場(指定数量未満)			
環境配慮促進法 … 指定事業所対象外			

■ 面積整備経緯

- 本学施設の最大の特徴としては、山屋敷キャンパスの約9割が短期間(1981～1985年)に建設され、大半が大型改修の目安である建築後30年を超えているため、老朽化にさらされている。



■ 施設整備費補助金・学内修繕費等経緯

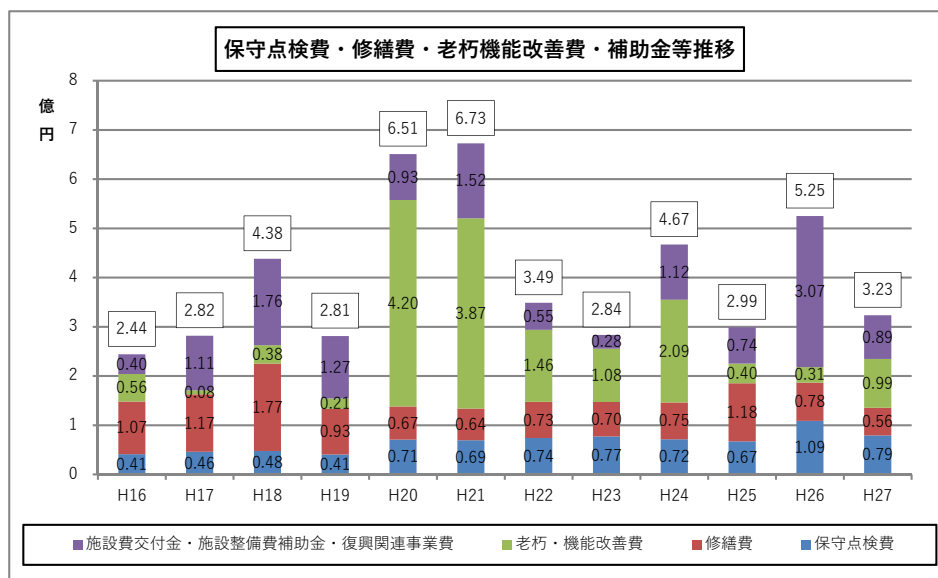
- 法人化以降、学内予算による修繕の実施と国からの補助金により整備を行っている。

平成20(2008)、21(2009)年には、老朽・機能改善費(目的積立金)により学生宿舎(単身)棟(10,146㎡)の内部改修を行っている。

耐震対策は、附属中学校校舎(平成16(2014)年)、附属小学校体育館(平成18(2006)年)、山屋敷体育館(平成19(2007)年)、人文棟(平成20(2008)年)、音楽棟(平成26(2014)年)を実施しており、校舎の耐震対策は完了している。

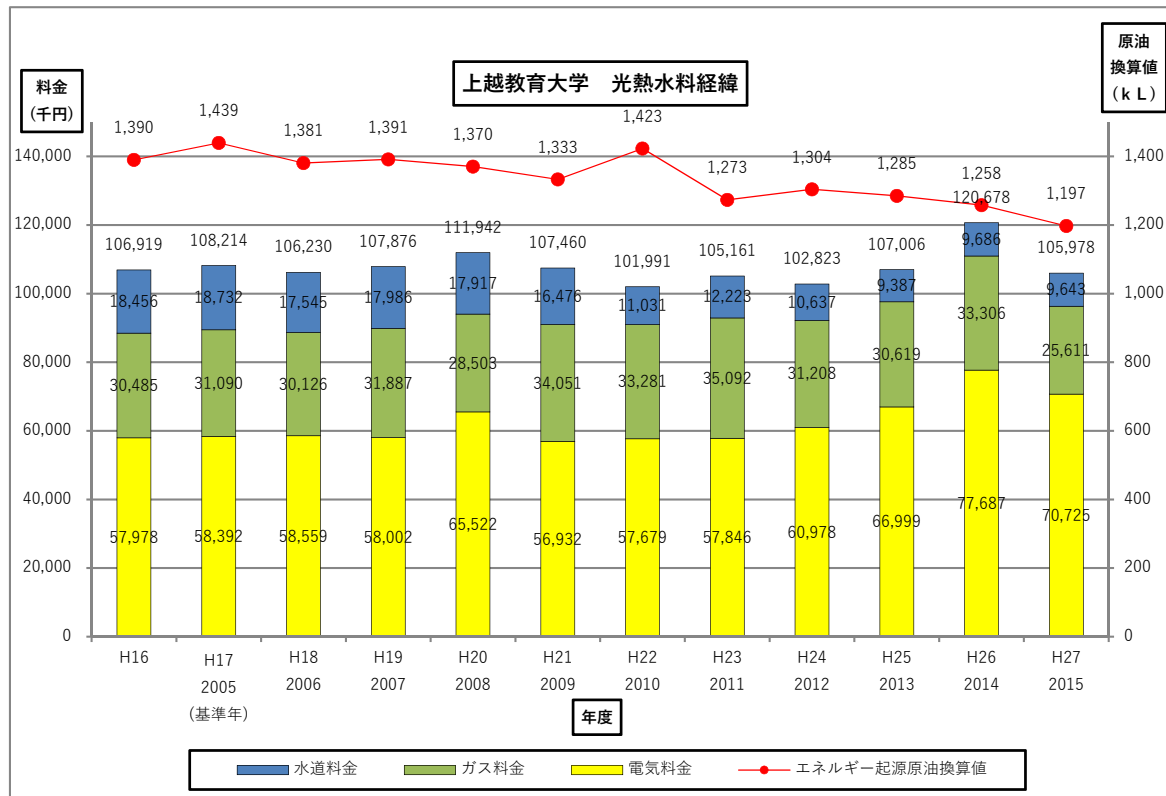
また非構造物(特定天井等)の耐震対策は、山屋敷講堂、附属小学校体育館、附属中学校体育館(いずれも平成27(2015)年)に実施、完了している。

なお、老朽解消や機能改善のための大規模改修事業については、補助金によるほか、新たな財源の確保についても模索しなければならない。また、修繕については、運営費交付金に配分されている維持管理費の確実な確保と、営繕事業及び新たな財源の確保を検討し、教育・研究に支障が生じないように計画的に進めていかなければならない。



■ 光熱水量及び光熱水料経緯

- 光熱水量については、電気・ガス・燃料使用量に基づくエネルギー起源原油換算値は、目標としている対前年度1%削減を達成しており、引続き省エネルギー対策を実施していく。なお、光熱水料については、料金単価の変動により、使用量は削減しているにも関わらず、特に平成26年度は電力料金単価の値上げにより大幅な増額となっている。



■ 施設の点検調査

- 教員研究室を除く建物内の各部屋については、施設安全・環境委員会において施設の有効活用に関する調査を行い、結果を学長に報告するとともに、評価の低い使用者に対しては改善を要求している。

(参考) 既設スペース利用状況調査集計結果 (H25年度調査)

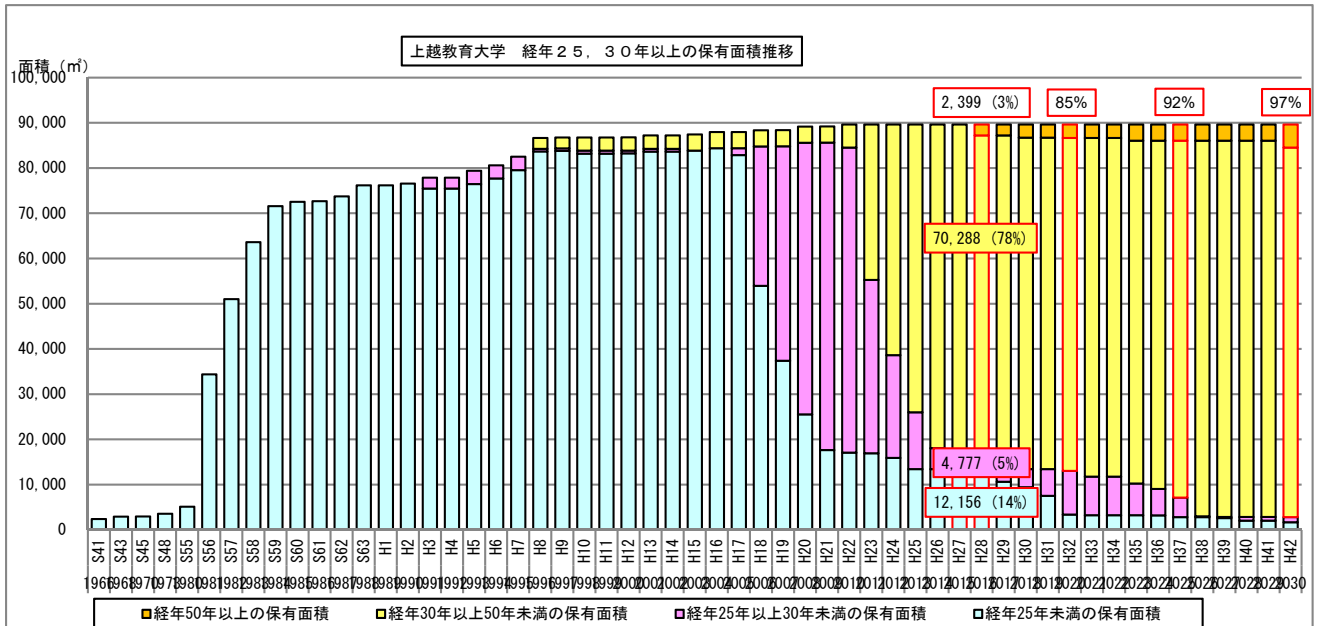
単位: m²

各コース等	利用状況評価				共同利用スペース利用状況評価			
	評価対象面積	a評価	b評価	c評価	利用面積	a評価	b評価	c評価
①学校臨床研究コース(学習臨床研究)	748	530	218	0	433	433	0	0
②学校臨床研究コース(学校心理)	113	104	9	0	25	25	0	0
③学校臨床研究コース(生徒指導)	405	313	92	0	0	0	0	0
④臨床心理学コース	159	137	22	0	57	57	0	0
⑤幼児教育コース	229	210	0	19	105	88	17	0
⑥特別支援教育コース	411	386	25	0	0	0	0	0
⑦言語系コース(国語)	137	137	0	0	0	0	0	0
⑧言語系コース(英語)	245	225	0	20	0	0	0	0
⑨社会系コース	358	358	0	0	100	100	0	0
⑩自然系コース(数学)	181	162	19	0	19	19	0	0
⑪自然系コース(理科)	1,695	1,359	235	101	151	50	101	0
⑫芸術系コース(音楽)	523	477	21	25	0	0	0	0
⑬芸術系コース(美術)	1,443	1,443	0	0	0	0	0	0
⑭生活・健康系コース(保健体育)	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0
⑮生活・健康系コース(技術)	330	313	0	17	0	0	0	0
⑯生活・健康系コース(家庭)	671	469	108	94	22	22	0	0
⑰生活・健康系コース(学校ヘルスケア)	37	37	0	0	39	39	0	0
⑱教育実践高度化専攻(教職大学院)	1,129	1,129	0	0	0	0	0	0
⑲連合大学院(博士課程)	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9,813	8,788	749	276	951	833	118	0

■ 既存施設の経年数の整理

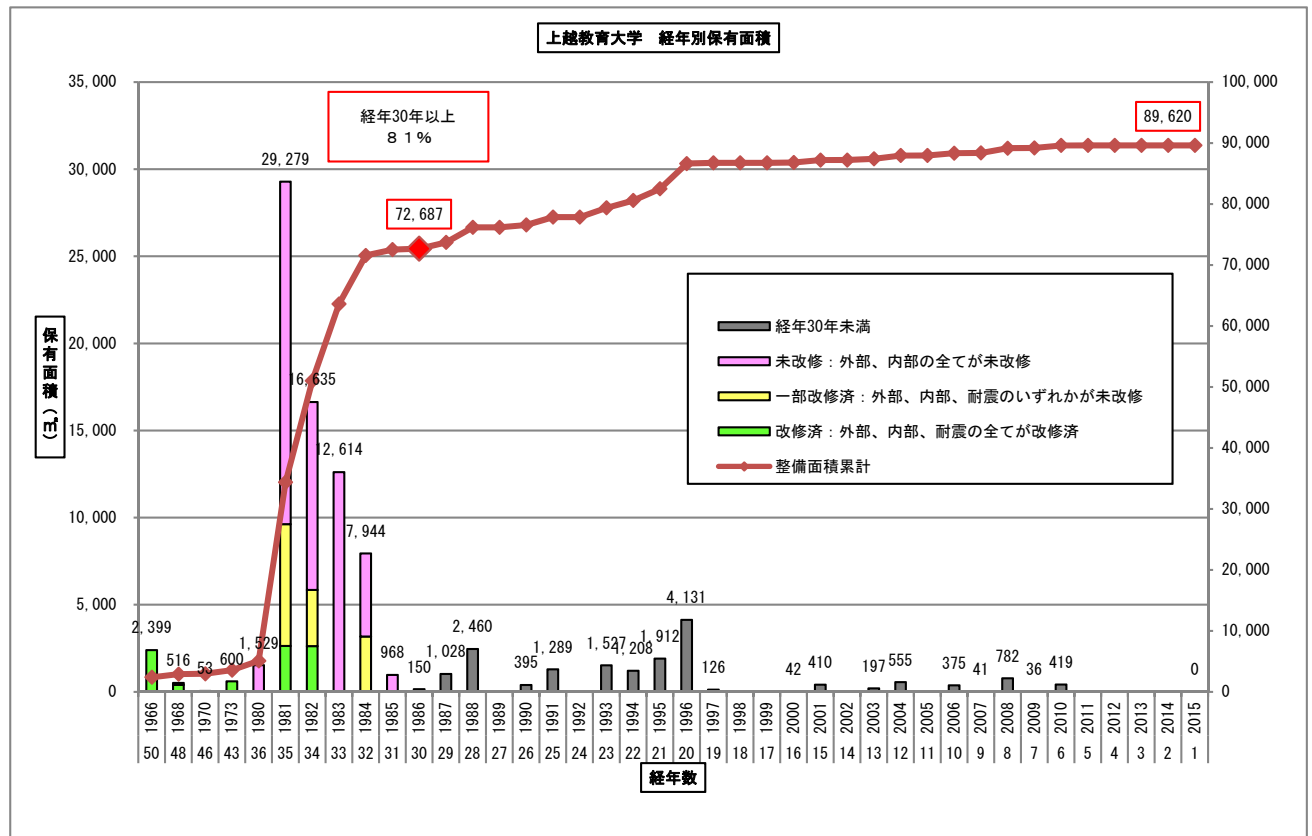
○ 経年別保有面積推移

本学の全保有面積のうち、改修時期の目安である建築後30年以上経過した建物が72,687㎡と全体の81%を占めている。
15年後には97%になり、今後益々建物の老朽化が進行する。

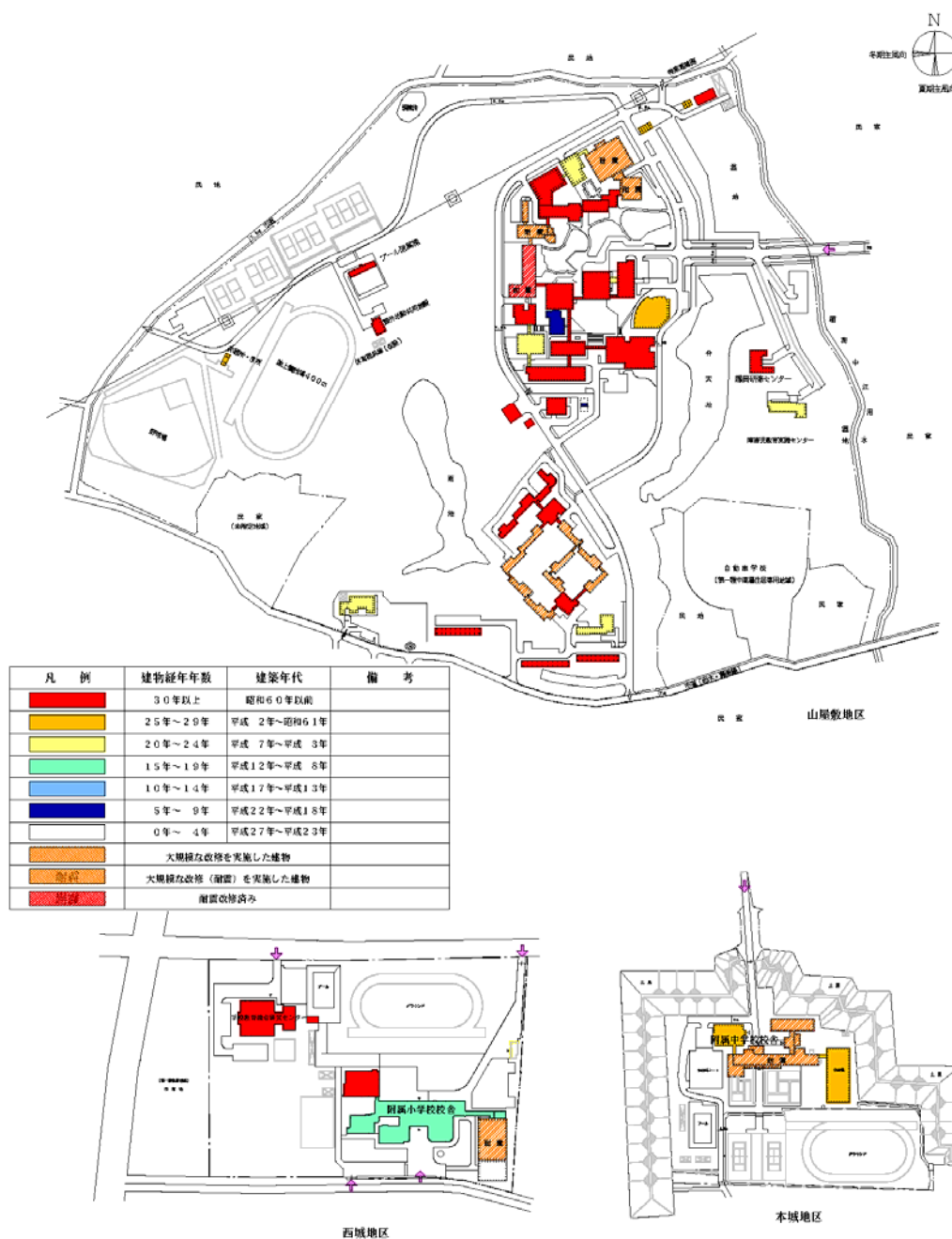


○ 経年別保有面積

建築後30年を経過した建物のうち、全て改修済み建物は8,658㎡(12%)、一部改修済み建物は13,382㎡(18%)、今後改修を要する建物は50,647㎡(70%)で、全保有面積の57%となっている。



○ 経年別保有建物配置図



平成28年度現在、経年30年を超える建物（72,687㎡）のうち、

- | | |
|-----------|-----------------|
| ①改修を要する建物 | : 50,647㎡ (70%) |
| ②一部改修済み建物 | : 13,382㎡ (18%) |
| ③全て改修済み | : 8,658㎡ (12%) |

■ 施設の耐震性

耐震性など安全性に問題のある施設や基幹設備(ライフライン)は学生等の安全確保だけでなく、災害時における地域住民の応急避難場所、地域の活動拠点等の観点からも重要な問題である。本学においても、平成19(2007)年7月16日に発生した「新潟県中越沖地震(M6.8)」により、一部被害を受け災害復旧を行った経験がある。

山屋敷団地 … 体育館(上越市指定緊急避難場所兼指定避難所*)

西城団地 … 体育館(上越市指定緊急避難場所兼指定避難所*)

* 指定緊急避難場所の条件を満たす施設のうち、想定される災害、人口の状況を勘案のうえ、良好な生活環境が確保でき、被災者が一定期間滞在することができる施設

(建物の耐震性)

平成7(1995)年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)が制定され、学校施設(校舎等)については耐震性の把握とその改修について進められてきた。

なお、耐震強度が不足していた校舎等の耐震対策は完了している。

建物名称 (S56前着工)	Is値・改修歴(改修前)	建物名称 (S56前着工)	Is値・改修歴(改修前)
(建築物:校舎等)		(建築物:宿舍等)	
人文棟(低層)	0.89	学生宿舎C棟	1.26
人文棟	0.66 H21.3 改修(0.60)	学生宿舎J・K棟	1.24
大学会館	1.64	学生宿舎D棟	1.62
設備機械棟	1.45	学生宿舎L・M棟	1.56
音楽(研究)棟	0.72 H27.3 改修(0.44)	学生宿舎第1共用棟	4.7
音楽(個人練習)棟	0.97	山屋敷宿舎	0.56
体育棟	0.84	北城宿舎	0.45
小体育館	0.82 H19.12 改修(0.12)	西城宿舎1号棟	0.55
体育館	0.79 H19.12 改修(0.14)	西城宿舎2号棟	0.57
附小 体育館	0.89	本城宿舎1号棟	0.58
附中 校舎	0.75		
附中 第1特別教室棟	0.98		
(非構造部材)			
講堂	H27.11 改修(天井材・照明器具)		
附小 体育館	H27.11 改修(バスケットゴール補強)		
附中 体育館	H27.11 改修(バスケットゴール補強)		
附中 武道場	H27.11 改修(天井材・照明器具)		



膜天井(講堂)

(ライフラインの耐震性)

屋外給水管、屋外ガス管、屋外冷暖房配管、屋外電力線及び屋外通信線については耐震性を確認しているが、屋外排水管についてはそのほとんどが耐震性を有するか確認できていない。

■ その他の安全性

(アスベスト(石綿))

大学建物におけるアスベストの使用状況については、平成17(2005)年12月14日に全学の学生・教職員に対して、調査結果報告及び対応について説明会を開催した。

建物名称	アスベスト含有	備 考
(吹付アスベスト)		
学生宿舎E・F・N棟 居室・廊下の天井	1. 0重量%超(3.7)	H18.9 撤去
学生宿舎G・H・O棟 居室・廊下の天井	0. 2重量%未満	
学生宿舎第2共用棟 廊下の天井	0. 2重量%未満	
山屋敷職員宿舎 便所の天井	1. 0重量%超(8.9)	H11 膜天井設置
西城職員宿舎2号棟 便所の天井	1. 0重量%超(6.5)	H10 膜天井設置
附中 校舎 給食調理室の天井	—	H18.9 撤去
(石綿含有保温材等)	(26文科施第197号調査より)	
自然棟 薬品倉庫1・2	17+3m ² (耐火被覆材)	
設備機械棟 ボイラー室	132m ² (煙突用断熱材)	石綿なし(H26.9.17)
美術棟 石膏像室	107m ² (耐火被覆材)	
本部事務局 理事室・副学長室	36+35m ² (耐火被覆材)	
本部事務局 渡り廊下	42m ² (耐火被覆材)	
附属図書館 機械室	161m ² (煙突用断熱材)	石綿なし(H26.9.17)
学生宿舎第2共用棟 機械室	52m ² (煙突用断熱材)	石綿なし(H26.9.17)
学生宿舎第1共用棟 機械室	56m ² (煙突用断熱材)	石綿なし(H26.9.17)
附小 校舎 ダクトスペース	14m ² (煙突用断熱材)	石綿なし(H26.9.17)
附中 校舎 昇降口	76m ² (耐火被覆材)	

(PCB廃棄物)

PCB廃棄物を保管する本学は、関係法令に基づき保管するとともに、定期的に保管及び処分状況を届け出ている。

PCB廃棄物区分	数量等	処分計画
高濃度PCB(変電機器・安定器など)	2kg(保管中)	平成35年3月31日までに処理予定
低濃度PCB(高圧変圧器等)	2, 092kg(保管中)	平成39年3月31日までに処理予定

■ 消費エネルギーの把握

(地球温暖化対策)

地球温暖化対策を実効あるものとするため、上越教育大学は学長自ら率先して生活様式(ライフスタイル)の見直しを行い、冷暖房期間を決めている。夏時間帯の冷房温度は28度、服装は軽装(クールビズ)での執務体制とし、冬時間帯の暖房温度は20度、服装はウオームビズでの執務体制とすることによる省エネ・地球温暖化防止対策への取り組みが、平成17(2005)年度から始まった。

エネルギー管理においても、毎月光熱水量を集計し、その結果を掲示板等でも周知している。

地球温暖化防止対策としてさまざまな対策が検討され、実効に移されている。CO₂排出削減及び経費削減の観点からも空調デマンド制御などによる消費電力削減、消し忘れ防止として自動点灯消滅(人感センサー)装置等を整備することにより、地球に優しい取り組みをしている。

(使用エネルギー構成)

2015年度実態

エネルギー種別	年間使用量	原油換算値	構成率
電 気	3,760,583 (kWh)	967 (kℓ)	62 (%)
ガ ス	523,101 (m ³)	582 (kℓ)	37 (%)
油類(車用を除く)	12 (kℓ)	11 (kℓ)	1 (%)
水 道	57,004 (m ³)	—	—
計	—	1,560 (kℓ)	100 (%)

(法人化以降のエネルギー使用とCO₂排出の推移)

年 度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
延面積	77,886(m ²)	77,886(m ²)	78,210(m ²)	78,230(m ²)	78,271(m ²)	78,955(m ²)
原油換算	1,763(kℓ)	1,818(kℓ)	1,731(kℓ)	1,768(kℓ)	1,745(kℓ)	1,698(kℓ)
CO ₂ 排出量	2,614(t)	2,571(t)	2,731(t)	2,495(t)	2,574(t)	2,017(t)
エネルギー原単位	0.0226(kℓ/m ²)	0.0233(kℓ/m ²)	0.0221(kℓ/m ²)	0.0226(kℓ/m ²)	0.0223(kℓ/m ²)	0.0215(kℓ/m ²)

年 度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
延面積	79,374(m ²)	79,374(m ²)	79,374(m ²)	79,368(m ²)	79,368(m ²)	79,349(m ²)
原油換算	1,824(kℓ)	1,689(kℓ)	1,708(kℓ)	1,658(kℓ)	1,634(kℓ)	1,560(kℓ)
CO ₂ 排出量	2,088(t)	1,892(t)	2,713(t)	2,726(t)	2,768(t)	2,583(t)
エネルギー原単位	0.0230(kℓ/m ²)	0.0213(kℓ/m ²)	0.0215(kℓ/m ²)	0.0209(kℓ/m ²)	0.0206(kℓ/m ²)	0.0197(kℓ/m ²)

※延面積には職員宿舍を含まない

(主な省エネルギー対策事業)

照明器具の高効率化 … 一般型蛍光灯をHF型蛍光灯に更新、HF型蛍光灯をLED蛍光灯に更新する

変圧器の高効率化 … 低損失型に更新する

個別空調機の高効率化 … インバーター制御方式の機器に更新する

中央式空調機の高効率化 … 冷温水発生器、ボイラー等を高効率機器に更新する

窓の断熱 … 断熱サッシ、断熱フィルム、遮熱ブラインドに更新する

屋上防水 … 遮熱シート、遮熱塗料に更新する

II. キャンパスの整備方針・活用方針

1. 基本方針に基づく整備の方向

○ 施設の役割

上越教育大学は教員養成大学として、確かな教育実践力を持った教員の養成と教育専門職としての高度な能力育成のための使命があり、教員養成の実践的モデルとなるべく努力を重ね、教育と研究をより一層充実し、社会貢献を果たしていく。

大学の施設はその使命を果たすための基盤を成すものであり、人材の育成、創造的、先端的な学術研究の推進を使命とする教育研究活動を支え、高度化、多様化する教育研究に対応していくことが求められる。

また、魅力ある教育研究環境は、優れた学生や研究者を引き付け、教育研究の活性化とともに、産学官連携や国際交流の推進にも重要な役割を担っている。

加えてキャンパスは、学生・教職員のみならず多様な利用者が活動し交流する公共性のある空間として、地域に開かれた生涯学習の場、災害時の防災拠点としての機能を備えおくことも重要である。

さらに、機能強化の視点として、強み・特色の重点化、グローバル化、イノベーションの創出及び人材養成機能の強化についての取組を進めるうえで施設機能の変化への対応も必要となってくる。

これらの役割にふさわしい、質の高い、安全な教育研究環境の確保に向けて、安定的、継続的な施設の整備充実を図っていくことは本学の成長・発展に不可欠なものである。

○ 財源別の施設整備計画

(1) 施設整備費補助金による整備の基本方針（文部科学省）

施設整備の基本的財源であり、概算要求においては、概ね2,500万円以上の事業を対象とする。

本学においては、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」の整備目標に合致する事業について、施設安全・環境委員会で事業案を作成し、重点事業については経営協議会及び役員会の審議を経て要求を行う。なお、要求事業については、文部科学省において外部委員からなる選定委員会で評価・選定され、財務省に対して概算要求されることになる。

(2) 施設費交付金による整備の基本方針（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）

本学が所有する施設・設備の維持更新あるいは、小規模改修事業等の単年度事業で1事業2,500万円を超えないものを対象とする。

本学においては学内からの要望に対し、「必要性」「劣化度」「環境配慮」を評価し、施設安全・環境委員会で事業案を作成し、経営協議会及び役員会の審議を経て要求を行う。

(3) 施設費貸付による整備の基本方針（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）

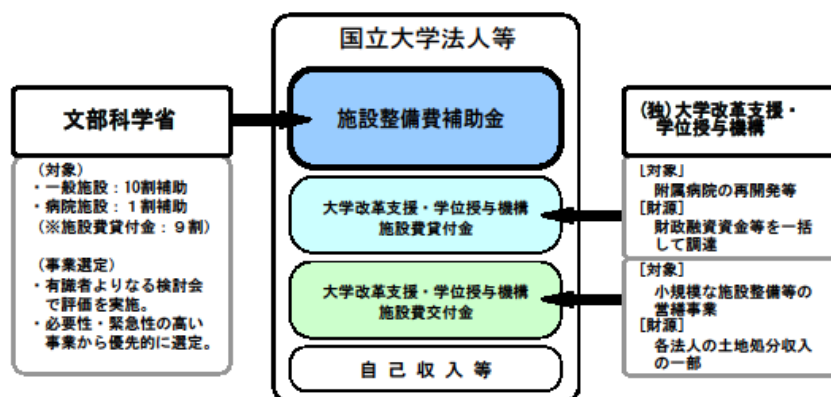
主として附属病院の施設整備・設備整備等に貸し付ける事業であることから、本学事業にはあてはまらない。ただし、移転整備は対象となり得る。

(4) 自己財源による整備の基本方針

運営費交付金から配分される学内施設改修等経費及び寄付、長期借入金、その他自己収入等を活用した事業とし、学内からの要望に対し、「必要性」「劣化度」「環境配慮」を評価し、施設安全・環境委員会で審議を行う。なお、必要に応じて、経営協議会及び役員会の審議を経る。

国立大学法人等施設整備の仕組みと予算

- 施設整備の財源は、毎年度国が措置する施設整備費補助金が基本。
- 一方、財源の多様化や安定的な整備の観点から施設費貸付事業・交付事業、大学等の自主性・自律性の確保の観点から自己収入などによる整備も可能。



区 分	交付等の主体	財 源	対 象	概 要
施設整備費補助事業	国	一般会計予算 (※平成24年度予算(第1次)において経費削減計画を含む。)	施設整備 大型設備 不動産購入 災害復旧 附帯事務	・国立大学法人の施設整備の <u>基本的財源</u> ・国が <u>定額</u> を補助
施設費交付事業	大学改革支援・学位授与機構	土地処分収入		・国立大学法人が土地を処分して得られた収入の一部を大学改革支援・学位授与機構に納付、全大学の施設整備財源として活用 ・国立大学法人全体の均衡の取れた施設整備を実施
施設費貸付事業		長期借入金	病院の施設整備 病院設備 等	・病院再開発等、多額の費用を要する事業を安定的に進めるための実施 ・大学改革支援・学位授与機構が一括調達し、各大学に必要額を貸付、各大学は <u>病院収入</u> 等で返済
自己収入等による整備	(各大学)	産業界・地方公共団体との連携寄付 等	施設整備全般	・寄付その他の自己収入を活用し、各大学の自主的な判断により実施

2. キャンパスの特徴と魅力の向上

(1) 山屋敷団地

(周辺環境)

上越市山屋敷付近は、史跡春日山城に近接しているので中世の遺跡が多い地域ではあるが、更に古い縄文時代の遺跡も見つかっている。地区内の遺跡は5箇所(山屋敷Ⅰ遺跡、山屋敷Ⅱ遺跡、磯の山塚、出雲遺跡、山畑遺跡)あり縄文中期の住居跡及び土器・石器が出土されているが、国の史跡に該当するような重要な遺構等は検出されず、現地保存ではなく記録保存で足りることになった。

上越市西南の森に藎を連ね、弁天池と雨池をはじめとするかつて地域の人々の生活の場であった里山が、広い緑地として保存されており、この里山を受け継ぐキャンパスの緑地を貴重な教材として捉え、大学と地域の大切な自然環境を保護することにより、動植物の観察(林・池)や緑の小道(近隣小学校等の利用)の散策など、学生と地域住民がくつろぎ、集う場と自由な発想が生み出される場となっている。

春のさくら、夏の緑、秋の紅葉、冬の雪景色と自然が織りなす四季折々の姿がキャンパス内で見られる。

山麓線から本学正面入り口までの250mのアプローチ道路は地域の憩いの場として、また、大学と地域を結ぶ空間の役目としての大学前パブリックアートとして整備されている。

(敷地環境)

敷地は南北に伸びる尾根の地形(3段構成)を生かした形で建物群を機能的に配置しており、自然環境を損なわないようアカデミックコア及び学生居住ゾーンを集約し、高層化を図っている。また、上越市が日本有数の豪雪地帯であるため、冬季における建物間の連絡を確保する手段として、渡り廊下で接続している。

将来計画ゾーンはアカデミックコアの北及び南東側にスペースを確保し、各建物からアクセスしやすいキャンパス中央部には学生コミュニケーションと憩いの場として、「中庭広場」を設けている。

主要動線は、メインアプローチよりアカデミックコアの外周を包括し、居住ゾーンに隣接して、サブアプローチへ接続するルートを設け、このルートより各施設へアクセスできるように計画されている。

当初のキャンパス計画により、ビューポイントである弁天池・雨池を自然のまま残し、この周辺の樹木空間を取り込み、敷地の約40%に当たる142,000㎡の自然に満ちた風景を大学の資産として保存している。

地域住民の方が気楽に大学と接することができ、景観を損ねないよう門・囲障は設けず、周辺環境との調和に配慮している。

また、構内には高圧送電線の鉄塔が3基設置され、校舎群の北側から屋外運動場区域を通過している。

(隣接する学生宿舎)

学部学生の地域別入学者としては、新潟県内者が30%強であり、残りは中部圏以北で占めており、「ぜったい先生になりたい!!」という目標を持って勉学に励んでいる。また、大学院生の地域別入学者についても、新潟県内者が約30%であり、ほぼ日本全国から集まり研修している。なお、大学院学生の2割が現職教員でありスクールリーダーとしての実践力・応用力を身につけるための再教育に集まっている。

学部生及び大学院生の生活に対する負担を低減させるため、山屋敷構内に単身用学生宿舎(630人)、世帯用学生宿舎(80戸)及び国際学生宿舎(38戸)が整備されている。

(2) 西城団地

(周辺環境)

西城団地は、高田公園の西側に位置しており、西側には旧国道18号線(上越・協野田・新井線)、北は高田駅へ向かう市道に面しているため、昼間は交通量が多い。南側は高田公園の堀へと向かう市道(舗道・車道)が整備され住宅地と密接した比較的静かな環境といえる。

(敷地環境)

明治32年に設立された新潟県第二師範学校を明治34年に新潟県高田師範学校に改称し、師範学校附属小学校が誕生した、後に新潟大学教育学部附属高田小学校となり、昭和56年4月に本学に移管され今日に至っている。

附属小学校校舎及び地域との研究連携を図る目的の学校教育実践研究センターが整備されており、当初は附属幼稚園もこの敷地内に設ける計画であった。

附属小学校の体育館は、指定緊急避難場所兼指定避難所に指定されている。屋外運動施設も市内の学校を分割し開催される大会に活用されている。また、学教教育実践研究センターにおいては、地域学校教員との連携を図るため時間外研修などが開催されている。

(3) 本城団地

(周辺環境)

本城団地は、高田公園、松平忠輝の居城であった高田城の跡地に位置し、東西及び北側を堀と土塁に囲まれ、自然環境の豊かさと静寂さは勉学に励む生徒に快適な空間を提供している。

(敷地環境)

昭和22年に学制改革による新制中学校として新潟第二師範附属中学校として開校し、後に新潟大学教育学部附属高田中学校となり、昭和56年4月に本学に移管され今日に至っている。

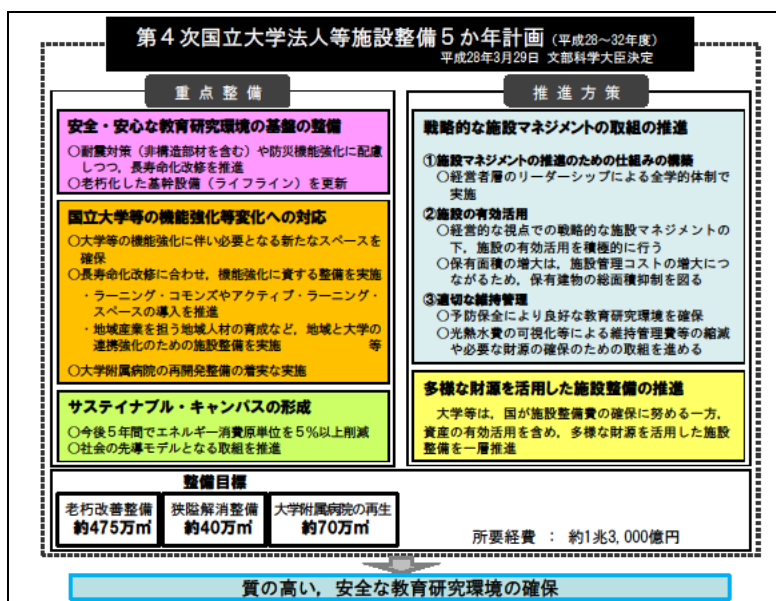
敷地は高田城の跡地に造られた公園内にあることから、新潟県の史跡(周知の包蔵地「高田城跡」)に指定されている。

メインアプローチは北側となるが道幅が狭いため、降雪期は公園東からの車両乗り入れとなっている。

3. 国の整備計画と関連性

整備方針の作成に当たり、特に重点整備課題については国の政策との関連性等を踏まえた整備の方向性を検討することが重要である。

第4次国立大学法人等 施設整備5か年計画	上越教育大学
○ 安全・安心な教育研究環境の基盤の整備 耐震対策、老朽施設の改善整備 基幹設備(ライフライン)の計画的な更新	耐震化は平成26年度に完了 (H19体育館・小体育館、H20人文棟、H26音楽棟等) 非構造部材の耐震化は平成27年度に完了 (H27講堂天井・附小中体育館ゴール・附中武道場天井) 老朽改善の予算を確保し、計画的に実施予定 インフラ長寿命化計画(行動計画) 平成29年3月 策定 インフラ長寿命化計画(個別計画) 平成32年度までに策定予定
○ 国立大学等の機能強化等変化への対応 施設の機能改善や施設・スペースの学内配分の最適化等を推進	大学改革に伴い生ずる教育研究組織の見直し・スペース再配分を検討する。
○ サステナブル・キャンパスの形成 省エネルギーや環境負荷の低減に一層貢献できる整備を推進	新增改築に際しては、キャンパスの通風、日照、雨水の利活用、自然環境との共生や再生可能エネルギーの導入などを推進する。 これらの取組を通して、サステナブル・キャンパスの形成を図り、次世代の社会モデルとなる施設の整備を推進するとともに、将来を担う学生に対するESD(持続可能な開発のための教育)における環境教育、エネルギー教育、生物多様性などの実践の場、最先端の知識を実践とする場として大学キャンパスを活用していく。 本学は、第4次国立大学法人等施設整備5か年計画の趣旨を踏まえ、長期的な視点に立って、より効果的かつ効率的に施設整備を実施するため、基本理念やアカデミックプラン、経営戦略等を踏まえたキャンパス全体の整備計画(キャンパスマスタープラン)を策定・充実するとともに、当該プランに基づいた計画的な施設整備に努める。 経営者層のリーダーシップによる全学的体制により戦略的な施設マネジメント及び多様な財源を活用した施設整備をより一層推進する。



○ 老朽化により劣化している教育研究基盤を、安全で国際的にも信頼性の高い施設に再生

- ・老朽施設は、安定した維持管理・更新を念頭に、耐震対策（非構造部材含む）や防災機能強化に配慮しつつ、長寿命化改修を推進する。

○ 今後10年間で、おおむね耐用年数の2倍を超える基幹整備（ライフライン）の解消を目指す

- ・未然に事故を防止し、学生教職員の安全・安心の確保や教育研究の発展に対応できるよう、耐震性や機能の向上を図ることを目的として、おおむね耐用年数の2倍を超えるものを今後10年で計画的に整備することを目指す。

○ グローバル化やイノベーション創出、人材養成機能の強化等の機能強化を活性化させる役割を果たせるような施設を整備

- ・施設マネジメントにより既存施設を有効活用することやイノベーションによる対応にて機能強化等に伴うスペースの確保。
- ・機能強化のための施設整備を実施。その際、アクティブラーニング・スペースを図書館はもとより、必要に応じて講義棟等にも導入することを考慮する。また、地域産業を担う地域人材の育成など、地域と大学の連携の強化に対応するための施設整備となることにも留意する。

○ 省エネや環境負荷の低減に貢献できる施設整備等の取組を通して、サステナブル・キャンパスの形成を図り、次世代の社会モデルとなる施設の整備を推進

- ・平成27年度を基準として、今後5年間でエネルギー消費原単位を5%以上削減する。
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビルやキャンパスのスマート化等、社会の先導モデルとなる取組を推進する。

○ 教育研究活動に要する財源を確保しつつ良好な教育研究環境を維持・確保するため、経営的な視点による戦略的な施設マネジメントをより一層推進

- ・経営者層のリーダーシップによる全学的体制で施設マネジメントの推進のための仕組みを構築
- ・経営的な視点での戦略的な施設マネジメントの下、施設の有効活用を積極的に行う。
- ・保有面積の増大は、施設管理コストの増大につながるため、保有建物の総面積抑制を図る。
- ・予防保全により良好な教育研究環境を確保する。
- ・光熱水費の可視化等による維持管理費等の縮減や必要な財源の確保のための取組を進める。

○ 現下の厳しい財政状況の中、国が施設整備費の確保に努める一方、多様な財源を活用した施設整備を一層推進

- ・寄宿料や施設使用料などの一定の収入が見込まれる施設は、長期借入金や民間資金等の多様な財源を活用した施設整備の可能性を検討する。
- ・資産の有効活用を含め、多様な財源を活用した施設整備を一層推進する。

4. 既存施設の劣化防止

(1) 施設の重要性

我が国の将来を担う人材の育成、独創的・先端的な学術研究の推進を使命とする国立大学等において、国立大学等の施設は、教育研究活動を支える基盤として、高度化・多様化する教育研究に対応し、優れた知的創造活動を発展的に進めるために、必要かつ十分な機能を持った質の高い教育研究環境を継続的に確保していく必要がある。本学は人類の福祉及び文化と学術の発展に貢献する普遍的使命を自覚し、教員の養成と再教育を担い教育に関する先端的な研究を進める大学として更に飛躍するための「大学憲章」(平成21年3月19日制定)を定め、教育者としての「使命感」・「人間愛」・「創造力」を有する教員の養成を目指している。

魅力ある教育研究環境は、国内外の優れた学生や研究者を引き付け、教育研究の活性化とともに、産学官連携や国際交流の推進にも重要な役割を担っており、また、キャンパスは学生・教職員のみならず多様な利用者が活動し交流する公共性のある空間として、地域に開かれた生涯学習の場、災害時の防災拠点としての機能を備えておくことも重要である。

(2) 施設面の課題

本学の施設は、主に国の施設整備費補助金や運営費交付金等によって整備・管理が進められてきており、このような国からの支援は、昨今の厳しい財政状況の中、施設整備・管理の需要に対して十分であるとは言えない現状である。

このため、経費節減の努力や多様な財源の活用など、教育研究環境の維持・確保に努めているが、現状では老朽化の進行により改修が必要な施設の面積が全体の約6割を占め、主な基幹設備(ライフライン)が法定耐用年数を超過し安全性を確保できない、教育研究活動の進展等により新たな施設需要が増加していることなど、多くの課題を抱えている。このまま放置すると、事故発生等のリスクを増加させるとともに、教育研究活動に重大な支障を来すおそれがある。

(3) 大学自らの解決の必要性

教育研究活動に要する財源は確保しつつ、良好な教育研究環境を維持・確保するためには、大学が必要とする施設整備・管理の財政的支援を継続して要望する一方で、大学自らの責任において主体的に施設整備・管理を行うための施設マネジメントを、大学構成員の理解を得て進めていくことが重要となる。



1981年設置の受変電設備 (経年35年)



1981年敷設の高圧ケーブル (経年35年)

5. 資産有効活用の方向

(1) 土地有効活用の方向

大学運営資金の適切な運用を図るとともに、保有資産の有効活用を推進する。

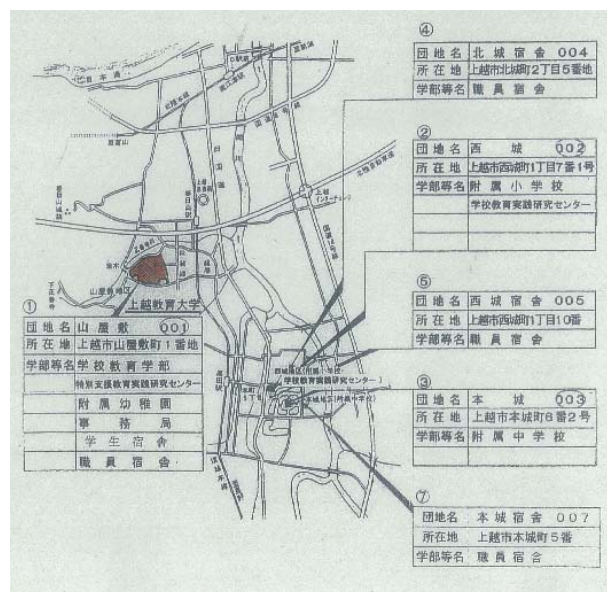
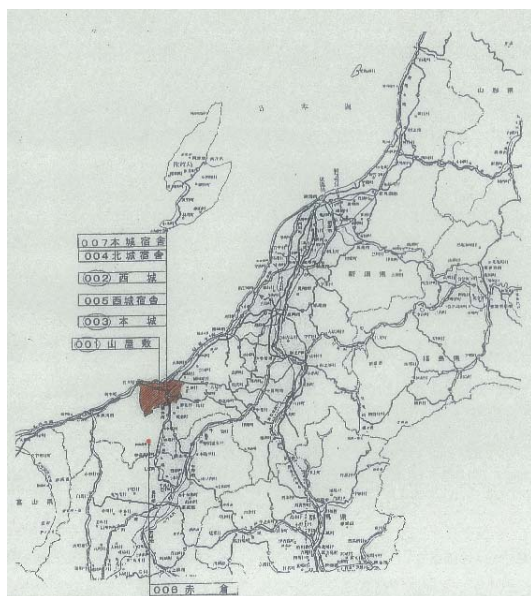
・保有する資産(土地等)の有効利活用を促進し稼働率を向上させる。

また、利用料を徴収する施設等については、第2期中期目標期間中の利用状況に比して10%以上増加させる。

・国立大学法人法の一部改正(国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置(土地の貸付))に伴い、本学資産の活用について再検討する。

団地別敷地面積比較一覧(㎡)

団地名	土地面積	摘要									
		建物敷地	緑地・広場	屋外運動場敷地	寄宿舍敷地	職員宿舍地	道路	駐車場	屋外実用地	整備予定地	その他
山屋敷	353,041	65,230	85,240	79,155	26,315	2,084	26,353	11,482	2,380	21,454	33,348
西城	36,731	8,546	4,641	11,981	0	0	3,459	1,870	888	5,346	0
本城	50,127	4,239	2,210	14,528	0	0	1,531	247	748	5,058	21,566
北城宿舍	1,879	0	0	0	0	1,879	0	0	0	0	0
西城宿舍	5,461	0	0	0	0	5,461	0	0	0	0	0
赤倉	1,871	0	0	1,871	0	0	0	0	0	0	0
本城宿舍	8,875	0	0	0	0	8,875	0	0	0	0	0
計	457,985	78,015	92,091	107,535	26,315	18,299	31,343	13,599	4,016	31,858	54,914



土地の売買・貸付等の実績

年月日	所在地	数量	相手方
平成18年 2月15日	(売払) 山屋敷町7番	101. 52㎡	敷地隣接者
平成19年 4月 1日	(貸付) 山屋敷町 野球場南	3, 154㎡	建設業者(資材置き場)24ヶ月
平成19年 5月11日	(貸付) 山屋敷町 テニスコート駐車場	500㎡	建設業者(資材置き場)6ヶ月
平成19年 7月18日	(利用) 妙高市赤倉157-3	—	東京学芸大学との相互利用協定
平成19年11月19日	(貸付) 山屋敷町 テニスコート脇	571. 4㎡	通信業者(資材置き場)1. 5ヶ月
平成27年 4月 7日	(売払) 山屋敷町46及び49番	2, 877. 98㎡	敷地隣接者

土地の有効活用に関する検討状況

(赤倉地区土地利用)

平成21年 5月 1日 「赤倉地区土地有効利用検討ワーキンググループ」を設置し、学部授業科目「体験学習」の中で活用することになった。

平成25年 1月23日 学長直属の「赤倉地区有効利用検討ワーキンググループ」を設置し、利用率向上のための具体的方策を検討し実効することになった。

(西城職員宿舍跡地利用)

平成22年 3月10日 老朽化により取り壊した西城職員宿舍(5・6・7・8・9・11・15・研修所)の跡地活用について、施設安全・環境委員会で提案を行い、次年度以降に再検討することになった。

平成22年11月11日 施設安全・環境委員会において、各学系等に活用案を募集し、意見交換を行った。

平成23年12月22日 施設安全・環境委員会において、当面の間は附属小・中学校等の行事等における臨時駐車場として活用することとした。(H24. 11駐車場完成)



赤倉野外活動施設

(2) 施設の有効活用の方向

施設マネジメント基本方針に基づき、既設施設の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行う。

- ・教員・学生の流動性や教育研究組織の変更に柔軟に対応でき、かつ、固定化しないような教育研究スペースの配分を行うため、共同利用スペースを平成 27 年度の2倍以上に拡充するなど、施設の有効活用を進める。

○ 面積の再配分

大型改修工事にあたっては、大学改革に伴う改組に合わせ、現在支障である各コースの分散配置の解消のための再配置と工事に伴う仮移転先のスペース確保を行う。

○ スペースチャージ

毎年度末に、大学院生数(入学者数確定後)、退職教員及び新採用教員等が確定した後に、各コース・科目群に必要な居室を決定する。利用が未定となる諸室について、学内公募し、年度当初に利用者を決定する。

平成28年度 共用スペース

No	棟名称	部屋番号	面積(m ²)	居室仕様	備考 (活用状況)
H28-1	人文棟	108	18	演習室	演習・資料保管室として活用
H28-2	人文棟	317	19	教員研究室	学生のための作業・分析室として活用
H28-3	人文棟	313	19	教員研究室	年度途中～新採用の教員研究室として活用
H28-4	人文棟	315	19	教員研究室	文献のデジタル化作業室として活用
H28-5	人文棟	316	19	教員研究室	学生のための作業・分析室として活用
H28-6	人文棟	414	19	教員研究室	コース全体で演習室として活用
H28-7	人文棟	509	19	教員研究室	資料整理・ゼミ室として活用
H28-8	人文棟	513	19	教員研究室	データ収集のための実験室として活用
H28-9	人文棟	516	19	教員研究室	教材の作成・管理保存室として活用
H28-10	人文棟	616	19	教員研究室	資料の保管・ゼミ室として活用
H28-11	人文棟	712	19	教員研究室	コース全体でゼミ室として活用
H28-12	人文棟	713	19	教員研究室	(H28年度途中採用教員研究室として利用)
H28-13	人文棟	817	19	教員研究室	連合大学院プロジェクトで活用
H28-14	自然棟	205	19	教員研究室	(未利用)
H28-15	自然棟	303	19	教員研究室	短期の外国人研究室として活用
H28-16	自然棟	313	19	演習室	個人情報資料の保管・分析室として活用
H28-17	自然棟	504	19	演習室	学生のための作業・分析室として活用
H28-18	自然棟	801	25	実験室	感染性廃棄物の保管室として活用
H28-19	美術棟	304	31	教員研究室	寄附文献の仕分け作業室として活用
H28-20	美術棟	308	27	教員研究室	資料の保管・ゼミ室として活用

○ 施設の有効活用に関する調査

施設有効活用規定第3条の規定による施設の点検・調査を毎年実施している。

調査にあたっては、施設安全・環境委員会の当該学系委員と当該学系以外の委員及び委員会が指名する者（施設課職員）でチームを編成し、利用者からの聞き取りを含む現地調査を行っている。点検者の個別評価を集計した総合評価が低い利用者に対しては、「改善に向けた措置等」を提出させ、利用向上を促している。

調査概要

年度	調査対象	室数	備考
平成25年度	教員研究室・設備機械室を除く各室	246室	低評価（C）9室
平成26年度	H25における「B・C評価」の諸室	29室	低評価（C）6室
平成27年度	H25・26 低評価及び共用スペース等	94室	低評価（C）9室
平成28年度	H27 低評価、共用スペース 及び H28 末の退職教員利用室	60室	

（個別評価） 評価a：目的に沿って有効に利用されている

評価b：目的に沿った利用ではないが、利用されている

評価c：長期空き部屋等利用されていない。または非効率的な利用である

（総合評価） 総合評価A：評価aが2人以上

総合評価B：評価bが2人以上及び評価a、bまたはcが各1人の評価

総合評価C：評価cが2人以上

○ 老朽施設等の取り壊し

大学施設については昭和56（1981）年に完成し35年が経過しているが、老朽（損傷）状況から緊急的に取り壊しが必要となる建物は無い。附属小・中学校施設は昭和56年に新潟大学から移管されており、主な建物は建て替え、改修が行われている。また、職員宿舎についても、新潟大学ならびに財務省から移管されたことから老朽化が著しい一部宿舎については、既に取り壊しを行っている。

取り壊した施設

年月日	建物名称	構造・面積	備考
平成21年3月	西城宿舎5号棟	B1 44m ²	跡地利用については、5. 資産の有効活用の方向 (P26)参照
	西城宿舎6号棟	B1 44m ²	
	西城宿舎7号棟	B1 48m ²	
	西城宿舎8号棟	B1 48m ²	
	西城宿舎9号棟	B2 98m ²	
	西城宿舎11号棟	B2 98m ²	
	西城宿舎15号棟	B1 44m ²	
	西城研修所	B2 98m ²	

Ⅲ. キャンパスの部門別計画

1. 部門別計画

■ フレームワーク（Framework）

山屋敷キャンパスの敷地利用計画

良好な自然環境の保全、広域的景観の配慮、防雪・防風等の気象条件との対応、高圧送電線等を考慮した土地利用を継承する。

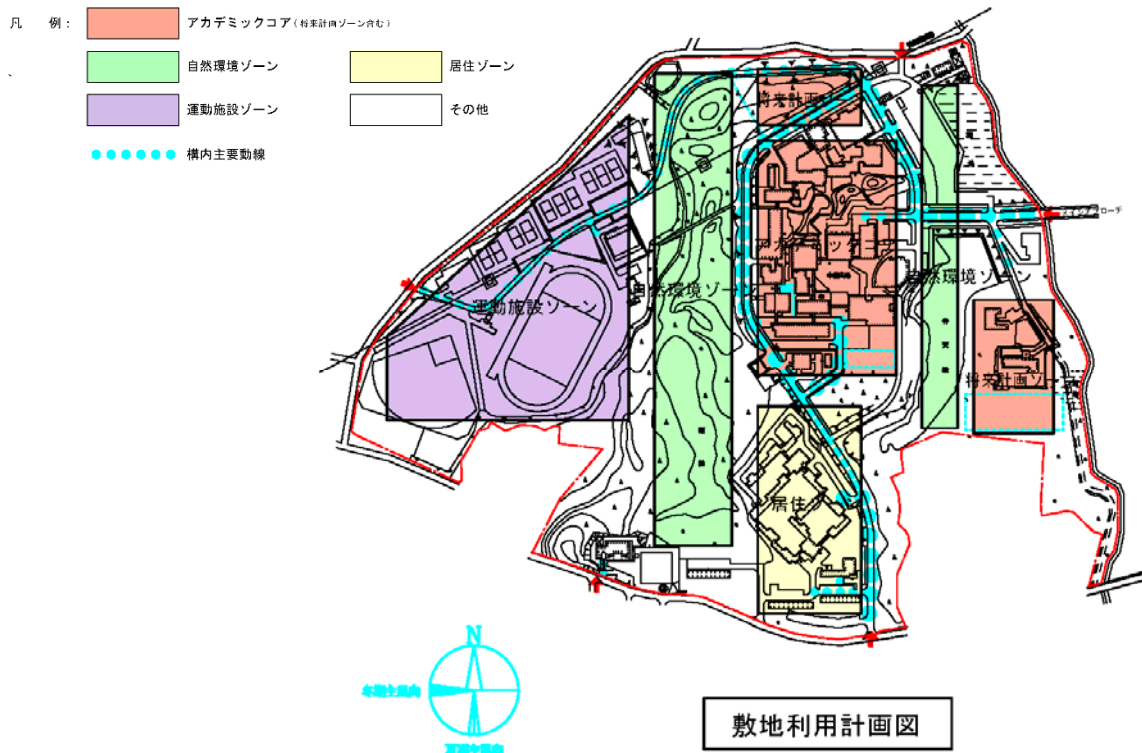
- ・建物敷地は、南北に伸びる中央尾根の東側に地形を生かした形で集約化し、アカデミックコア及び住居施設を配置する。
- ・屋外運動施設は平坦な広い面積を必要とするため、中央尾根の西側に配置する。
- ・自然緑地・池は自然のままできるだけ手を加えず、これを核に周囲の樹木空間をとりこみ、自然に満ちた景観を残す。

山屋敷キャンパスの敷地は、全国に11校ある教育系国立大学法人の中で、敷地の広さは6番目、学生1人当りの敷地面積は兵庫教育大学に次いで2番目の広さを有している。

キャンパス内には、自然の池（弁天池・雨池）が点在し、それらを被うように古来より脈々と受け継がれてきた樹（森）が存在する。

また、上越市は日本有数の豪雪地帯にあるため「雪」を意識した敷地活用が重要である。

今後、より効果的で環境豊かな敷地を造り出していくには、建物や緑の骨格など、将来に渡り群として調和を図るエリアと教育研究の変化に対応する多目的エリアに敷地を区分し、維持管理と活用を図る必要がある。



■ 土地利用・ゾーニング (Land-use zoning)

山屋敷団地

敷地のほぼ中央に天池、東側に弁天池がある。

雨池を囲むように中央尾根が南北に走り、高木で豊かな森林があり、弁天池周辺にも同様な森林がある。

こうした自然環境を残し且つ計画上生かすようにして敷地をゾーニングする。

○アカデミックコア

教育研究の中核を成し、建物はできるだけ集約化を図るエリア。

また、将来計画ゾーンは、将来の教育研究の変化に対応できるよう多目的利用を図る。

○自然環境ゾーン

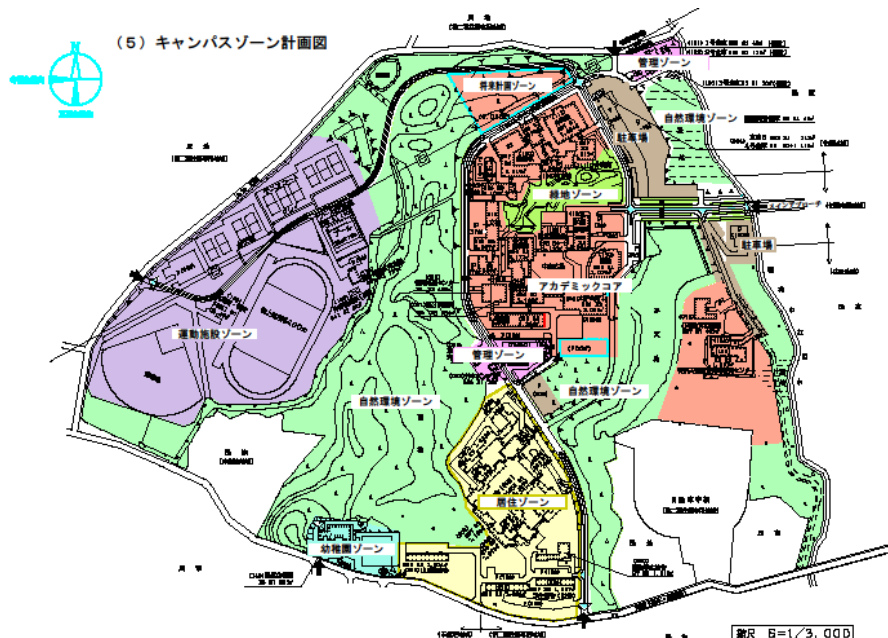
敷地の約40%を占め、建物などの建築を抑制し、自然環境の保護育成を第一に考えるエリア。

○運動施設ゾーン

本学のスポーツ教育研究を支え、多様な変化へも対応できるよう維持管理を図るエリア。

○居住ゾーン

学生の生活環境を守り、周辺の影響も考え施設の集約化を図るエリア。



山屋敷団地

西城団地

敷地のゾーニングは従来の4つのゾーンを継承する。

○附属小学校教育ゾーン

学習指導要領に則った義務教育及び、大学と連携した研究を行う附属小学校校舎エリア。

○屋外教育学習ゾーン

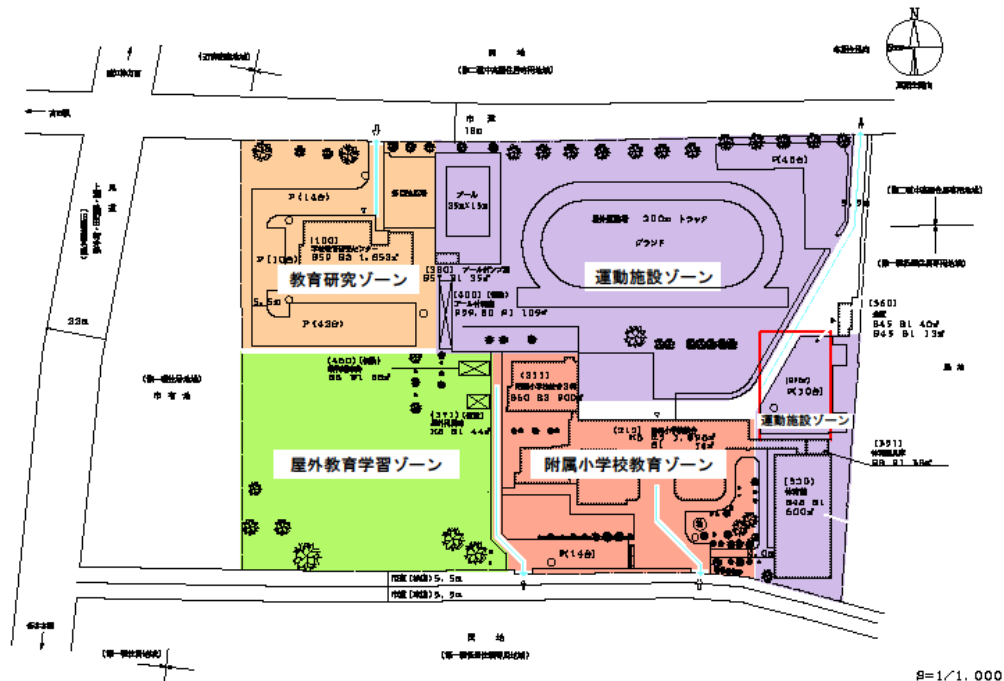
創造活動するためのエリア。

○運動施設ゾーン

屋外運動場及び屋内運動場のエリア。

○教育研究ゾーン

教育実習の推進、臨牀的・実践的・開発的研究の推進、学校及び地域社会との連携・支援等に取り組んでいる学校教育実践研究センターのエリア。



西城団地

本城団地

敷地のゾーニングは従来の4つのゾーンを継承する。

○附属中学校教育ゾーン

中等普通教育、教育実習の場及び教育理論及び実践に関する研究を行う附属中学校校舎エリア。

○運動施設ゾーン

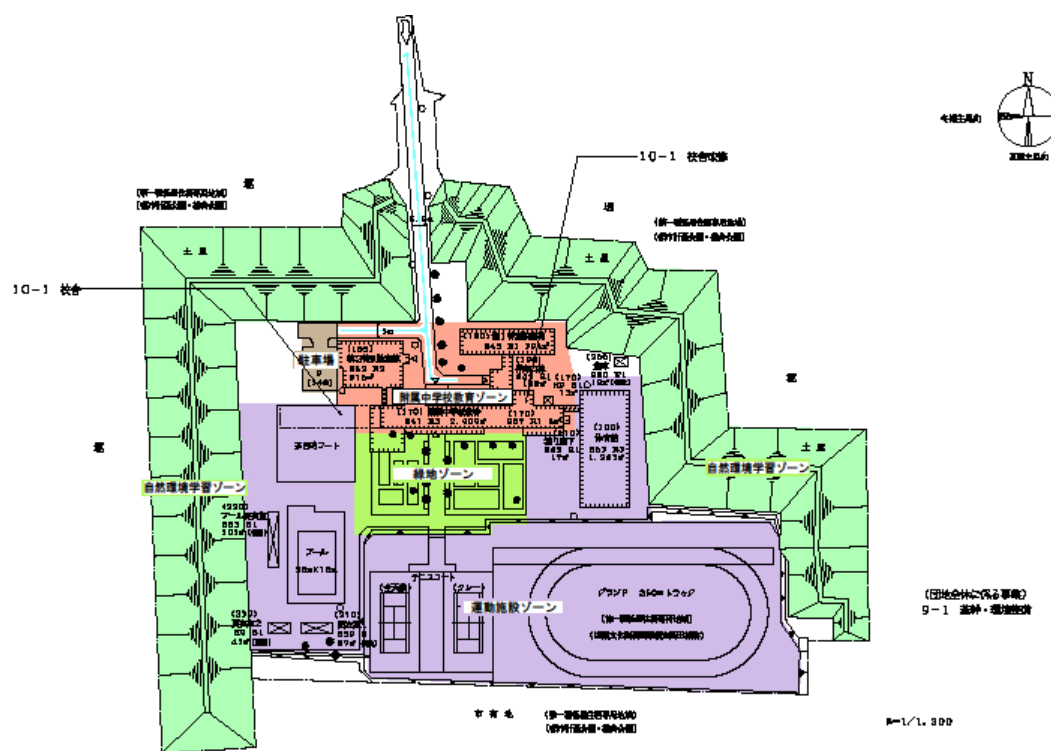
屋外運動場及び屋内運動場のエリア。

○緑地ゾーン

交流を生み出す空間、有効なコミュニケーションの場となるエリア。

○自然環境学習ゾーン

高田城跡地であり、土塁には松、桜が植えてある自然環境エリア。



本城団地

■ 交通・動線 (Flow planning)

○大学から最も近い鉄道の駅からも徒歩30分程度かかること、公共バスについても運転本数が少なく、最終運行時間が早いことから、学生・教職員等の通学・通勤は自転車や自家用車の利用が主となっている。ただし、山屋敷団地構内には、学生宿舎(710世帯)、国際学生宿舎(42世帯)及び職員宿舎(40世帯)があり、およそ学生の半数は徒歩による通学となることから、歩車道の分離は安全性の面からも必要となる。

○通学・通勤を始め学外者による車利用のための構内主要動線は、メインアプローチよりアカデミックコアの外周を包括し、居住ゾーンのサブアプローチへ達するルート为主要動線とし、敷地の西側住宅地から入構するための補助ルートとして運動施設ゾーンを貫通するルートを設定している。なお、宿舎へは敷地南側からアプローチすることとなる。

○メインアプローチから入構した車両は、北側の学生駐車場と南側の職員駐車場に駐車した後、中庭歩道を通じて各建物に向かうことになる。(教員については、各棟に隣接する職員駐車場がある)

通学・通勤の届け出車両数と駐車場のスペース数に不足は生じていないが、未登録の学生車両による構内乗り入れに対する駐車指導が継続して行われている。なお、降雪期には排雪した雪を一時的に集めるための空間が必要となることから、駐車場内の駐車禁止区画や構内道路の幅員減少により車両通行等に不便をかけるとともに、歩行者の安全確保に留意する必要がある。



■ 景観（Landscape）

山屋敷団地

本学山屋敷キャンパスは、本学のメインキャンパスで、緑豊かな丘陵地にある。

教育研究ゾーンの周辺地帯は緑豊かで自然の池（弁天池・雨池）があり、その間の南北に伸びる自然地形を生かして、施設は集約化、高層化を図り機能的に配置されている。

施設は、8階建て等の校舎及び鉄筋コンクリート造5階建ての学生宿舎等で整備されている。

上越市（旧高田）は多雪地帯であり冬季における建物間の連絡を確保するため、各建物の2階を渡り廊下で接続している。

以上は、大学創設時の「施設・環境計画の基本的考え方」の骨子により、施設計画として策定されたものである。



山屋敷団地

～施設・環境計画の基本的考え方の骨子（上越教育大学の設置と5年の歩み（昭和58年10月1日）より）～

豊かな緑、すなわち、杉・松等の林を残すことにより、静かで落ち着いた環境を形成すること。

この樹木は夏の強い西日をさけ、冬の防風・防雪林としての役割も大きいこと。

造成計画に当たっては、標高25メートルのなだらかな丘陵地形を生かして建物を配置し、信越本線（現えちごトキめき鉄道）及び山麓線からの眺望をも考慮すること。

当敷地の骨格をなしている二つの尾根と谷、二つのおおきな池（弁天池、雨池）及び、敷地北側を横断している特別高圧線路等の敷地条件を配慮し、山屋敷キャンパスを造ること。

建物は機能的に配置するためアカデミックコアはコンパクトに集約し、高層化を図ること。

また、当地は全国でも有数の多雪地域であるため、冬期における建物間の連結を確保するために、各建物の2階を渡り廊下で結ぶことなどである。

この考えを基に次の基本方針を建てた。

1. **良好な自然景観の保全。**雨池及び弁天池並びにその周辺の景観は保全する。
2. **広域的景観の配慮。**本学キャンパスは丘陵地であるので自然景観との調和を考慮するとともに、春日山・妙高山系等周囲の景観との関連に配慮する。
3. **主要施設は切土となる尾根に配置する。**
4. 周辺の交通条件との対応に配慮し、メインアプローチを弁天池の北東側とし、サブアプローチを南側の市道岩木・藤巻線からとする。
5. **防風・防雪等の気象条件を考慮し林を残す。**
6. 特別高圧電線路を避けた計画とする。
7. 将来計画の北陸自動車道からの騒音を考慮し、学生宿舎は南側とする。

以上の基本計画により、中央にアカデミックコアを設定し、その中央に高層の研究棟二棟を配置し、その北側に音楽・美術・体育の実技教育指導及び、トレーニングのできる建物を音楽・美術・体育の研究棟に隣接して配置した。基本的にこのランドスケープ(景観)は継承する。

平成4年から県道上越新井線(通称山麓線)から本学正面入口までの約250mのアプローチ道路は、上越市がうるおいのある緑豊かな学園まちの形成を図るべく、道路の両側に幅12mの遊歩道が整備されるとともに電線の地中化、ポケットパークや植栽、ベンチなどの整備を行った。平成9年11月には、地域住民、大学関係者、行政の有志により設立された「パブリック・アート推進委員会」により、本学学生の美術作品も遊歩道に展示された。平成20年には遊歩道から続く本学の弁天池のほとりに、美術作品を飾るための台座が設置され、大学キャンパスとの連続性をさらに高めている。

西城団地

閑静な住居地域にあり、近くの高田公園は桜と蓮の名所として知られるほか、博物館、総合運動施設があり、校外学習に恵まれた場所である。

現在地は平坦な市街地の一画であり、団地構内の周囲には、公孫樹、松、桜、プラタナス、ヒマラヤシダ等の樹木がある。

基本的に現状の景観を維持していく。



西城団地

本城団地

位置は高田公園内の旧本丸跡である。

環境は非常に良く、春には桜、夏の蓮、冬の雪景色等で市内で最も恵まれた場所である。

現在地は、平坦な公園内の一画で周囲を土塁と堀に囲まれている。

土塁には松、桜が植えてあり、重要な上越市の観光資源のため、これらの樹木を保存しながら現状の景観を維持していく。



本城団地

■ 公共空間（Public spaces）

外来者も自由に出入りできる開放的空間として、各建物にアクセスしやすいキャンパス中央部の「中央広場」と音楽棟2階に「屋上広場」を整備している。

特に中央広場は講義棟、附属図書館、大学会館に囲まれた、交流と賑わいを創出する空間となっている。それにより、多様な効果を生み出す空間、また、有効なコミュニケーションの場となり、ゆとりと潤いのあるキャンパスの形成につながる。

「中央広場」や「屋上広場」と「人文棟東側の植栽帯」を含め、人と人をつなぎ、交流や賑わいを誘発する場となるよう連続性に配慮した整備を進める。



中央広場

■ 表示・展示（Signs and campus artworks）

サイン

キャンパスでは、職員・学生に限らず多種多様な人々がキャンパス内を移動し、様々な活動を行っている。

本学の各建物は南北に伸びる尾根による高低差がある敷地に建設されており、また日本有数の豪雪地帯を考慮し、渡り廊下により建物を連結している。

渡り廊下の連結階は、建物同士の階層の違いが生じているため、学外者にとって建物間を移動して目的の場所にたどり着くには、とても分かりづらいものとなっている。

キャンパスの国際化や地域連携を進めるために、高齢者や車いす使用者等、あらゆる人にわかりやアクセスしやすいキャンパスとなるよう、ユニバーサルデザインの理念に則って、次の項目を基本とし、整備を進めることを目指す。

- ・来訪者を円滑に誘導するために、表示内容に明確な階層性とし、適切な位置に適切な情報を表すこととする。
- ・訪れる人々にとって理解しやすく、アクセスがしやすいこととする。
- ・表示文字は英語を併用するなど、国際化を考慮したものとする。
- ・誰もが利用可能なユニバーサルデザインを考慮するものとする。
- ・避難誘導など安全性に配慮したものとする。
- ・ホームページ上のマップやイベント情報とサインの整合について考慮するものとする。
- ・更新性を考慮する。



本部事務局前の案内板

サインの対象はキャンパスに必要とされる外構、建物内におけるものとする。

外構サイン

・全学案内サイン、・エリア案内サイン、・建物名サイン

建物内サイン

・総合案内板、・各階案内板、・室名、組織サイン等

規制サイン等

・交通標識、・防災関連表示、・イベント情報掲示、イベント会場誘導掲示

・省エネ啓発表示、・緊急時連絡表示

アート

○大学前パブリック・アート(山屋敷)

県道上越新井線(通称山麓線)から本学正面入り口までの約250mのアプローチ道路は、上越市の土地区画整理事業として道路の両側幅12mの遊歩道を含め整備されており、大学の玄関口として機能しているだけでなく、地域の方の憩いの場として存在し、さらに大学と地域を結ぶ空間の役目を果たしている。

遊歩道には本学学生などが作成した作品も展示され、地域と大学のつながりを示す場のひとつとなっている。

○アートの小道(山屋敷)

大学前パブリック・アートの整備後、構内の美術作品群とつながることで、市民や来学者に多くの作品を紹介し、大学に多くの関心をもってもらいたいという趣旨で整備した。



○メモリアル(山屋敷、西城)

山屋敷団地の正面交差点から人文棟・講義棟へ続く中庭階段右手の芝の丘に、鑄造「記念撮影ー旅のはじまり・子どもたちとー」が学生たちの入構を出迎えてくれる。また、弁天池のほとり(講堂脇)には、附属小学校創立80周年を記念して寄贈された銅像「みどりの園」がある。

特別支援教育実践研究センター周りには、センターを退官された先生方が植えられた桜が徐々に育ってきている。



西城団地には、南玄関脇に沿革碑、記念歌碑が建てられ、同窓会から寄贈された銅像（子供像）、胸像（平野秀吉先生像）が児童を見守っている。



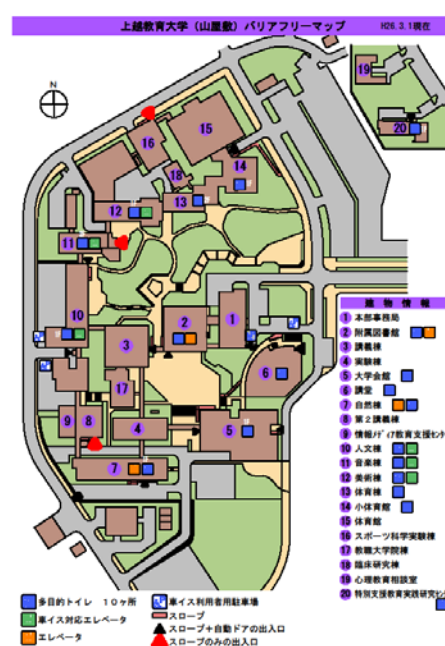
■ ユニバーサルデザイン（Barrier-free access）

生涯学習の拡大や地域・経済界との積極的な交流により、国際化を含め多様な人々が大学キャンパスを利用する機会が増えている。

本学施設は、敷地の傾斜を巧みに利用し、山麓沿いに建設された建物群を有機的に機能させるため、正面側の事務局から西側の人文棟までには2階層の段差が生じており、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく対応を図るために、合理的な配慮を行わなければならない。

エレベーターの設置などの対策は取っているものの、さらなる利便性の向上を図るためには、老朽改善や機能改善等にタイミングを合わせた整備を行う必要がある。

なお、整備にあたっては、上越市の「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を適宜参照する。



バリアフリーマップ

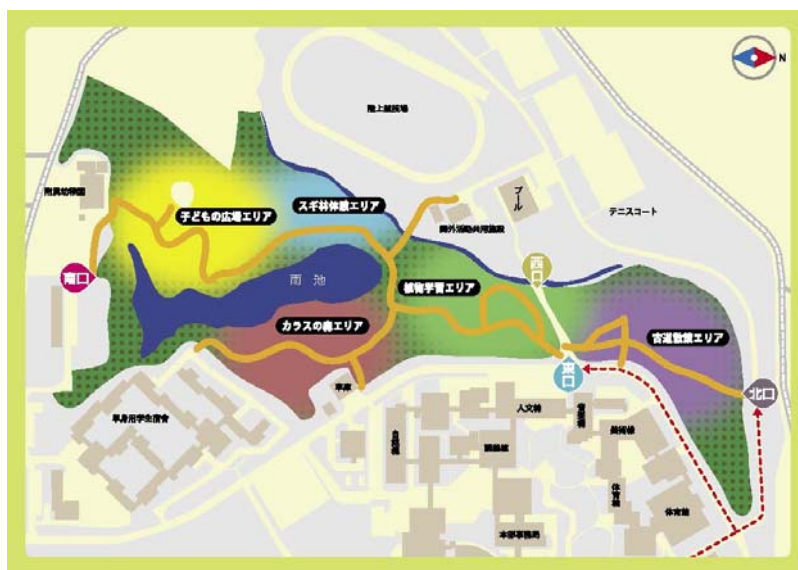
■ キャンパス資源（Resources）

山屋敷団地

○緑の小道（創立30周年記念事業で整備）

緑の小道周辺の森は、古来より脈々と継承されてきた歴史と文化が既存樹木を介してうかがい知ることができる貴重な体験の場であり、その貴重な森を守るには、上越地域の潜在自然植生種の保護育成に努め、外来種をできるだけ排除する環境整備を行うことが重要である。

かつて地域の人々の生活の場であった里山（薪炭林や農用林として使われ、守られてきた二次林）を散策道として整備したもので、貴重な教材として捉えた自然環境学習の場として内外から活用されている。



緑の小道マップ（利用案内より）

子どもの広場エリア

樹木に囲まれた広場がいくつかあり、子どもたちが林内で遊ぶためのスペースとして活用できる。

スギ林体験エリア

大学建設の少し前に植林したと思われる樹齢30年程度のスギが揃って生えている。

カラスの森エリア

このエリアのスギ林は、1年を通してカラスのねぐらとなっているために、林床には排泄物が多く落下しており、その影響で植物は疎らとなっている。

植物学習エリア

小道は周回路となっており、この里山を構成する主な樹木や草花を、植物名プレートを参考に観察できる。

古道散策エリア

大学建設前からあった里山道を利用して整備された。文献によれば戦国時代に春日山城から信州に向かう街道がこのあたりを通っていたらしく、その跡を辿る古道かもしれない。



案内看板



散策道

西城団地

○二本公孫樹(ふたもといちょう)

明治30年「師範学校令」により、従来、各県に1校しか設置できなかった師範学校を数校設定できるようになり、尋常師範学校を師範学校としたものである。

その際、校地選定にあたり西城1丁目に設置決定をするに至った理由の第一に、「高田随一の大公孫樹(おおいちょう)」があり、大樹を朝夕生徒に仰がせることは、青年に大志の希望と夢をもたせるだけでなく、目印にもなる」であった。

附属小学校側の1本は腐食が進み、樹木医の診断により倒木の危険があると判断し、平成26年に樹高6mの高さで高伐している。

定期的な手入れを行い、樹木の回復・維持することが重要である。



○ポプラ

以前は附属小学校のグラウンド側にポプラ並木がありましたが、現在は正門脇に1本の大きなポプラの樹がそそり立っている。

附属小学校の図書館、PTAの会報、運動会、文化祭などいろいろなところに「ポプラ」が使われている。

本城団地

○土塁と桜

本城団地は高田城跡地内にあり、四方を堀と土塁に囲まれ、雄大な姿を現在も残している。

附属中学校は高田城跡の高田公園内にあり、公園は桜と蓮の名所としても知られており、上越市の観光資源としての大きな一面があり、構内環境の保護が重要である。

○きささげ

校地内にはノウゼンカズラ科のアメリカキササゲの樹があります。

明治時代、第十三師団長であった長岡外史氏が持ち込んだと言われ、附属中学校の校舎を挟む南北の通路と高田城三重櫓の事務所付近にその並木が残っています。



■ 緑地・緑化 (Tree planting)

山屋敷団地

本学の教育研究と一体化した「緑の小道」等を整備すると共に、群として調和のとれた建物外観を形成し、景観に配慮した環境整備を実施する。

山屋敷団地の自然環境ゾーンは、教育研究と一体化した「緑の小道」等を整備すると共に、群として調和のとれた建物外観を形成し、景観に配慮した環境整備を実施する。

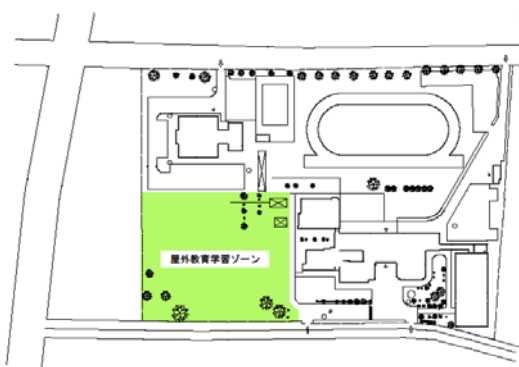
大学を訪れる者は緑地ゾーンである中庭を通過して各建物に向かうことになる。手入れされた中庭は、学生の憩いの場であり、隣接する附属幼稚園の遠足コースとしても活用されている。



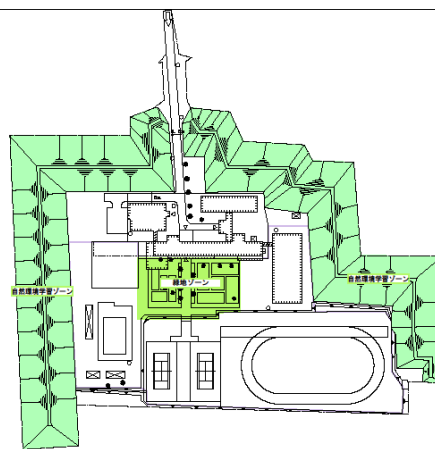
山屋敷団地

西城団地・本城団地

西城団地の屋外教育学習ゾーン及び本城団地の緑地ゾーン・自然環境学習ゾーンは、自然・生態環境を適切に保全・再生することにより、キャンパスの良好な景観的特徴や自然環境を維持していくことが重要である。



西城団地



本城団地

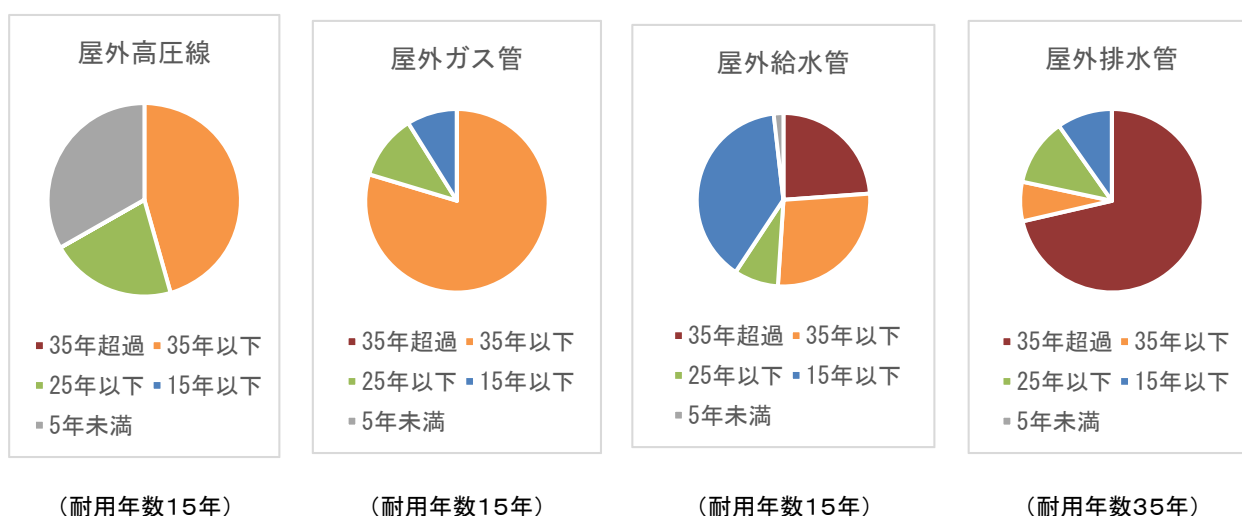
■ 設備・インフラ（Lifeline infrastructure）

主要な基幹設備（ライフライン）については、法定耐用年数を超えるものの割合が高く、今後、老朽化が原因で電気設備やガス設備、給排水設備等の故障や事故が増加し、教育研究活動の中断や学生等の怪我につながる恐れがある。

特に、地下に埋設され、普段目にする事のない水道やガス管及び排水管並びに電気や電話ケーブル等については、老朽化の状況を目視することができないことから、長寿命化のための中長期的な取組の方向性を定める行動計画及び個別施設毎の具体的な対応方針を定めるインフラ長寿命計画（個別施設計画）を策定し、取組むことが必要である。

これまででも維持管理等を実施してきているが、財政状況が厳しい中、将来にわたって安定的に整備充実を図っていくため、計画的な修繕・改修等の対策を進めることがより一層重要である

主なライフラインの老朽化状況



○山屋敷団地の公共下水道への接続について

山屋敷団地の排水は、建物内では汚水、雑排水、実験排水、雨水の4系統に分流している。

実験排水（二次洗浄水）は水質（pH）を確認し調整を行った後に雨水系統に排水され、関川水系正善寺川へ放流している。また、生活排水（汚水と雑排水）については大学構内に設置された生活排水処理施設で処理した後に放流している。

市街化区域における下水道計画区域の工事は平成31年に完了予定であることから、平成32年度以降には公共下水道に接続することになる。これにより生活排水処理施設は不要となるが、接続する際には市街化区域の場合、制度により負担金（約 50,000 千円）を納付することになる。



汚水処理場（手前は非常用発電機）

■ 災害・安全衛生（Safety campus）

○災害対策

建物及び非構造部材の耐震化対策については、平成 27 年度に完了している。今後は、老朽化したライフラインの整備等について計画的に推進していく必要があり、あわせて防災機能の強化を図る。

大規模災害時の耐火・防火性能の確保はもとより、大規模災害後においても機能を維持できることが重要である。



○セキュリティ対策

学生や職員の安全確保はもとより、良好な学習・研究環境を維持するため、事故や犯罪を未然に防ぐことが重要である。

建物使用者の都合に合わせた運用が優先され、安全（危機）意識が欠落した現在の状態

- ・部外者が学内関係者に認識されずに建物及び部屋に自由に出入りできる現状。
- ・部屋の扉の無施錠が常態化した部屋、構内のどの建物からも自由に出入りできる現状。
- ・そのため、誰もが建物付近の駐車場を利用したがるゆえの常態化した迷惑駐車。

まずは建物使用者の意識改革が肝要ではあるが、これらの諸問題を解決するためセキュリティゾーンの区分けを行うなどの方策を検討し整備を推進する。

■ 環境（Sustainable campus）

（省エネルギー対策・地球温暖化対策）

「国立大学法人上越教育大学 環境方針」（平成23年1月12日制定）にもとづき、環境の調和と環境負荷の低減に努めており、特に温室効果ガスの排出抑制等に対しては、平成17年度の排出量を基準として毎年1%削減することを目標に取り組んでいる。

建築物の建築、管理にあたっては次のことに配慮する。（温室効果ガス排出抑制等のための実施計画より抜粋）

- ・建築物の建築にあたっては、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出抑制に配慮する。
- ・既存建築物の省エネルギーに係る診断を実施し、更なるエネルギー使用の合理化が図れるよう、設備等の改修及び運用改善に努める。
- ・温室効果ガスの排出抑制等に資する建設資材等の選択
（再生材、断熱、低損失など）
- ・温室効果ガスの排出が少ない空調機の導入を積極的に推進する。
- ・冷暖房の適切な温度管理を徹底する。
- ・水の有効活用
（節水対応器具、井戸水の利用促進など）
- ・環境配慮
（緑化、インバーター装置の導入、省エネ照明、空調機の自動制御など）
- ・温室効果ガスの排出の少ない施工の実施
（省エネ建設機械の使用、施工合理化、副産物の再生利用など）



- ・施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入
(デマンド監視、室外機遮光ネットなど)

(自然エネルギー等の活用)

本学は豪雪地域にあることから、降雪期における緊急車両通行の動線確保のため、地下水を利用した消雪設備が主要道路には埋設されている。なお、上越市は本城近辺で地下水位置と地盤沈下状況を計測し、取水注意報・警報を出している。

平成21(2009)年度には、35kWの太陽光発電設備が附属図書館の屋上に設置され、その発電状況は学生・教職員の目に付きやすいよう2階ホールのモニターに表示されている。

また、構内には太陽光や風力を利用した外灯も設置されている。

(参考)当初附属学校には教育用の太陽光発電設備の設置が国によって進められていたが、上越市は豪雪地域であるため設置の対象外であった。)



周回道路に敷設された消雪パイプ



附属図書館ホール (太陽光発電モニター)



附属図書館屋上 (太陽光発電35kw)

(サステナブル) 国立大学等キャンパス計画指針(平成25年9月) (3)サステナブル・キャンパスの実践より

①地球環境への配慮

安定的・継続的に教育研究活動を行っていくため、既存資源を十分に維持・活用し、省資源・省エネルギー、環境負荷の一層の低減に率先して取り組むとともに、それらを通じて社会に貢献するキャンパスにしていけることが重要である。

既存キャンパスには、経年劣化により安全性・機能性に問題のある老朽施設やライフラインが存在している。

今後も定常的に老朽施設などが発生していく中で、これらの再生を行う際には、環境負荷の低減、維持管理の効率性向上、将来の拡張性等に配慮することが重要である。

また、キャンパスの自然環境特性を把握し、キャンパスの通風や日照の確保及び雨水の利活用など自然環境と共生し、再生可能エネルギーを導入することも望ましい。

さらに、長期的展望の下、管理運営面での改善を行い、地球環境に配慮したキャンパスを形成していくとともに、将来を担う学生に対する環境教育の場、最先端の地球環境保全の技術を社会と一体になって実践する場としても活用することが重要である。

②既存資源の戦略的な管理運営

大学が有する土地、施設等の既存資源を最大限に活用し、価値を高めていくためには、その土地、施設等の効率的な維持管理に加え、更なる有効活用や施設の適正規模の検討など、戦略的な管理運営に取り組むことが重要である。

※以下、使用エネルギー構成(2015実績、法人化以降の推移)は「キャンパスの基本方針」で記載あり

■ 施設整備中期計画

主要建物は、昭和56年から60年にかけて約88%(39,000㎡)の建物が整備され、これらの建物が老朽化を迎え、教育環境を適切に維持するための大規模改修が必要な時期となっている。

主要建物の改修にあたっては、次のことに留意する。

- 国立大学等施設整備の方針及び上越教育大学長期計画書に基づく建物の改修
 - ・単なる老朽改修にとどまらずキャンパス全体に視点をおいた改修
- 既存施設の適正な機能配置
 - ・諸室の再配置及び共用スペースの確保
- 教育・研究環境の改善
 - ・学生等の交流リフレッシュスペース、学習スペース、講義室等の確保
- 管理コストの最適化
 - ・エネルギー等の使用の低減、維持管理コストの低減
 - ・長寿命化

法定耐用年数を超過している設備及び土中埋設配管配線など基幹整備(ライフライン)については、インフラ長寿命化計画(個別計画)を策定し計画的な整備を図る。

既存施設整備計画表

対象建物	建築年 面積	中期目標・中期計画															
		1966 S41	1973 S48	1981 S56	1990 H2	第Ⅰ期 2004 H16	第Ⅱ期 2010 H22	第Ⅲ期 2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	第Ⅳ期 2028 H40	第Ⅴ期 2034 H46	第Ⅵ期 2040 H52
山屋敷																	
人文棟	1981 S56 8,971㎡																
音楽棟	1981 S56 2,107㎡																
美術棟 (研究棟)	1982 S57 2,104㎡																
体育棟	1982 S57 1,609㎡																
自然棟	1983 S58 6,244㎡																
講義棟	1981 S56 2,177㎡																
大学会館	1981 S56 2,093㎡																
体育館	1982 S57 1,404㎡																
本部事務局	1983 S58 2,093㎡																
図書館	1983 S58 3,121㎡																
講堂	1988 S63 1,079㎡																
特別支援教育 実践研究セン ター	1991 H3 1,093㎡																
ライフライン	1981 S56																
西城																	
学校教育実践 研究センター	1984 S59 1,852㎡																
附属小学校 校舎2棟	1985 S60 900㎡																
附属小学校 校舎	1996 H8 3,974㎡																
附属小学校 体育館	1973 S48 924㎡																
ライフライン																	
本城																	
附属中学校 校舎	1966 S41 2,970㎡																
附属中学校 体育館	1988 S63 1,263㎡																
ライフライン																	
学生宿舎																	
單身棟	81~84 S56~S59 13,661																
世帯棟	82,84 S57,S59 3,483㎡																
国際学生 宿舎	1995 H7 1,912㎡																

凡例

 新築から30年期間
 大規模改修による機能更新期間
 新築から60年超えた期間
 (法定耐用年数による取壊し又は長寿命化検討期間)

 大規模改修実施
 外部改修実施
 (屋上防水、外部建具共未改修)

 内部改修実施
 改修実施予定期間

※ 改修履歴は国立大学法人等施設実態報告による

■ 短期整備行動計画（施設マネジメント計画）

毎年行っている学内の施設等に関する改善・改修等の要望については、緊急性、重要性、必要性と改善・改修後において予測される効果や成果を考慮し、選定した上で計画的な整備を図る。

■ エネルギー管理

本学は平成 17 年度より毎年 1% のエネルギー消費量削減を目標にしており、着実なエネルギー消費削減に努めなければならない。

目標達成に向けては、エネルギー消費設備の高効率化、エネルギー使用実態の見える化、運用改善によるエネルギー消費削減のための使用者の意識改革が重要である。

- ・耐用年数を過ぎ老朽化したエネルギー消費設備は、計画的に高効率機器に更新する。
- ・省エネに必要な財源の確保については、学内経費のみならず各種補助金等の活用も視野に入れた方策を検討する。
- ・デマンド制御による最大電力抑制は継続し、新たな空調設備の設置にあたっては原則的に制御対象とする。
- ・各部屋の空調機は新規及び更新において、マルチ式や個別方式の有効性を検討する。

関連する本学のエネルギーに関する方針等

- ・国立大学法人上越教育大学環境方針（平成 23 年 1 月 12 日制定）
- ・国立大学法人上越教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画（平成 25 年 7 月 12 日改正）

■ 維持管理

大学施設は、学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域の避難場所としての役割を担う。

そのため、日常はもとより災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められているが、建築当初には確保されていたこれらの性能も、経年劣化等により必要となる性能を満たさなくなっていることがある。それに気づかず放置していると、事故が発生する可能性があるため、常に健全な状態を維持できるよう、法令等に基づいて定期的に点検を行い、必要な修理・修繕等を速やかに実施することが必要である。

- ・建築基準法に基づく法定点検の実施
- ・消防法に基づく法定点検の実施
- ・労働安全衛生法に基づく性能検査、自主検査の実施
- ・浄化槽法に基づく水質検査、清掃及び保守点検の実施
- ・電気事業法に基づく自主定期点検の実施
- ・水道法に基づく水槽の清掃、水質検査の実施

教育研究環境を良好に保ち、施設利用者が快適に安心して施設を利用するためには、保有する施設を健全に維持していくことが重要である。

2. 実現に向けた取組

施設の老朽化が進む中、教育研究機能を支障なく維持していくための建物等の健全化には、膨大な費用が必要となる。すべての施設においてその維持運用に大きな経費がかかっており、今後この費用をどのように抑制し、財源を捻出するかという問題は、大学の経営にとって重要な課題のひとつである。

施設の改修及び修繕については、施設劣化度調査で判定した劣化度や更新周期等を総合的に判断した、中長期修繕計画等を策定し、継続的かつ計画的維持管理を行う。

特に、屋根・外壁・空調・EV については、法令、老朽状況、安全性、研究・教育のための環境、学生支援目的、省エネ、バリアフリーの視点を考慮し、優先づけを行う。

また、施設部位ごとに予防保全、事後保全を区分けし費用の圧縮を図る。

経費の抑制を図るためのそれ以外の対策としては、維持管理に直接関係のある施設総量と省エネルギーである。

施設総量の適正化と長寿命化のためのマネジメントを行うことと、エネルギー消費削減による費用の抑制と平準化を図るための、実現可能な取組を検討することで、施設マネジメントを実現する。

3. 実現を担う体制

将来構想や方針を決定する委員会の下に専門委員会を設置する場合や、計画の策定と実現までを統括的に取り組む組織を編成する場合などが考えられるが、教員により構成される委員会等と事務組織が協働し、キャンパスづくりを推進することが重要である。

目指すべき姿を想定した上で、長期的に達成していくもの、短期的に実現するものを峻別（しゅんべつ）し、トップマネジメントの一環として検討を行うことが重要である。

このためには、学内関係者の協力の下、大学の戦略の議論と併せてキャンパスの整備・活用に係る企画立案を行うために必要な体制を整備することが重要である。

IV. 資料

■ 第3期中期目標・中期計画（施設整備に関連のある部分のみ抜粋）

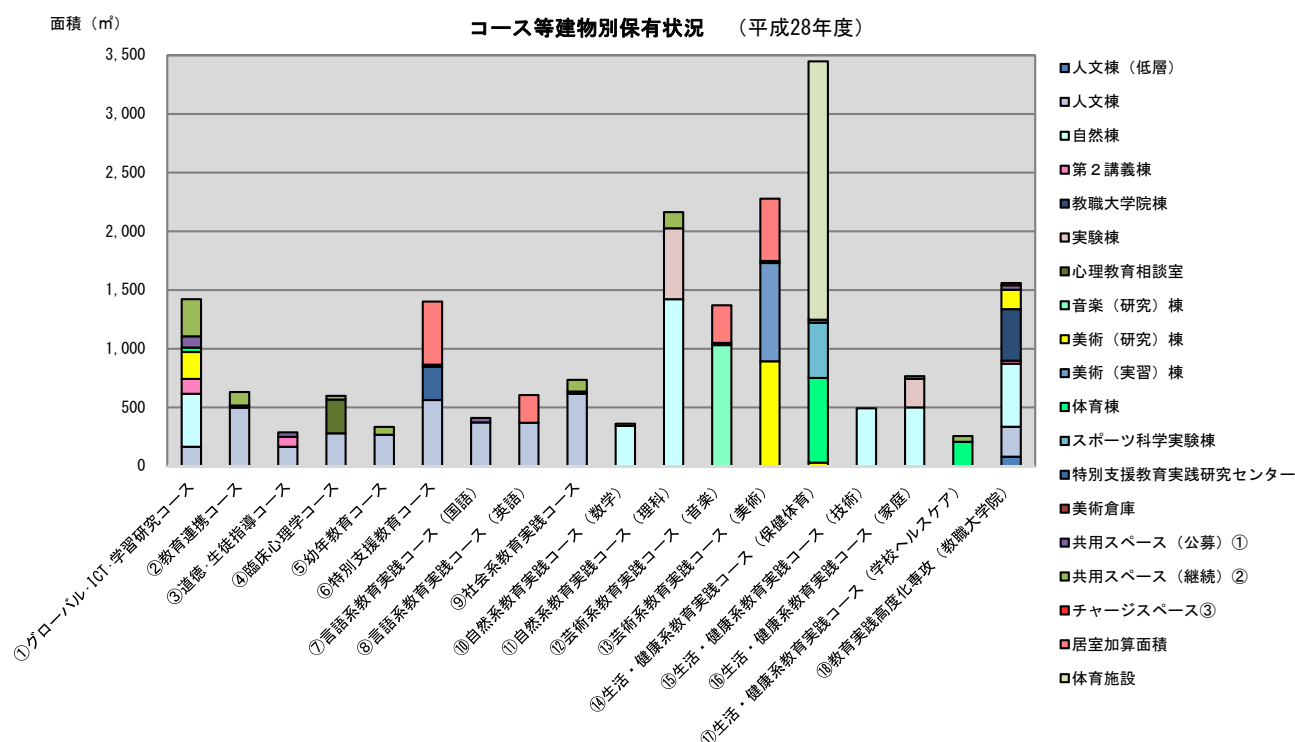
中期目標	中期計画(目標を達成するための措置)
I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1. 教育に関する目標 (2)教育の実施体制等に関する目標 教育環境の整備 学生の主体的・協働的な学修を支援するため、 教育環境を整備・改善する。	13 アクティブ・ラーニング等の実践の場として、図書館機能を充実するとともに、教室等の教育環境やICT基盤を整備・充実する。とりわけ図書館機能については、学生がグループで協働学修を行えるグループワークスペースの設置や、教員が所蔵資料やICT基盤を活かし図書館内で講義を行える環境を整備する。
(3)学生への支援に関する目標 修学面及び生活面における充実した学生生活と するために、入学から卒業・修了までの一貫した 総合的な学生支援を実施する。	15「学生生活実態調査」及び「大学会館に関するアンケート調査」を学部学生及び大学院学生を対象に平成 29 年度及び平成 32 年度に実施し、授業、教育研究環境、学生生活や健康等に関する実態並びに大学会館の利用状況等を把握する。その結果に基づき課題とされた事項について改善し、充実した学生生活を支援する。 16 学生宿舎等の居住環境の機能改善及び福利厚生事業の点検・見直しを不断に行い、キャンパスライフに関する学生の満足度を向上させる。 17 学生の教員への就職を見据えた、学校でのボランティア活動等の体系化の推進や、地域における学生の自主的で多様な学びの機会を充実するとともに、これら活動を支援する体制を強化するなど、一貫した総合的な学生支援を実施する。 18 学修支援に係るTA(ティーチング・アシスタント)、RA(リサーチング・アシスタント)、TS(ティーチング・サポーター)の充実などサポート機能を強化し、学生の主体的・協働的な学びを支援する。 19 附属図書館、情報メディア教育支援センターが一体となって、学術情報に関するサポート体制を構築するなど、学修支援に係るサポート機能を強化する。また、本学学生が地域の児童に読み聞かせを行う交流活動を通して学生の読書指導力の養成を図るなど、学生が主体的に学修できるプログラムを推進する。 《院生協議会との懇談会 P62参照》
2. 研究に関する目標 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 教育に関する臨床的研究とそれを支える基礎的 研究並びに学校現場に密接に関連した実践的・先 導的な研究機能の強化・充実を図り、国内外の教	27 連合大学院(博士課程)を構成する大学として、現代的教育課題の解明や解決に資する臨床的研究、教育活動の基礎となる教科専門領域の国内外の先導的な研究を推進するプロジェクト研究等

育界における研究水準をリードする拠点となることを通じて、我が国の教員養成の質的向上と学校現場の課題解決に資する役割を担うとともに、その研究成果を積極的に社会に還元する。	を実施する。また、こうした研究の際に、理論と実践の往還のため修士課程と専門職学位課程の教員の協働を推進する。
3. 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標 本学の知的・人的・物的資源を有効に活用し、我が国の教員養成の質的向上と学校現場の課題解決のために貢献するとともに、地域社会の発展への支援と様々なニーズに沿った教育研究・文化事業を実施する。	33 新潟県における教員の大量退職時期を見据え、学校ミドルリーダーを育成するための調査研究事業を、教育委員会などの行政機関と連携して実施する。 35 教育委員会との人事交流による職員が配置されている学校教育実践研究センターの特色を活かし、学校現場が抱えている課題をテーマに設定したセミナーを年間 50 回以上実施する。 36 公開講座について、大学を身近に感じてもらえるよう、学校教育に関わるテーマだけでなく市民の興味がわくようなテーマも設定し毎年 15 件以上実施する。また、このうち大学院の一部の授業科目を一般に開放した公開講座も実施する。 39 近隣の大学、地方自治体、調査研究機関や産業界等との密接な連携・協働を進め、新潟県立看護大学との連携講座などを実施することにより、地域の教育や健康等に資する事業や研究を実施する。 42 地域の小学校児童の、土・日曜日における学習やスポーツ、体験学習などの様々な活動を一層促進するため、学生の自主的な活動である「学びのひろば」の実施に際し、人的・物的側面から支援を充実する。
4. その他の目標 (1) グローバル化に関する目標 国際的な学生交流及び学術交流並びに教育研究の充実を図るとともに、学校及び地域社会等と連携し、グローバルな視野を持った人材を養成するため、「国際交流推進センター」を中心に教育研究活動を推進する。	44 本学の持っている教員養成の総合力、教科教育のノウハウ等を、海外協定校をはじめ世界に向けて発信するネットワークを構築し、海外で講演会、講習会などを開催する機会を教員に提供する。 また、研究者の受け入れや共同研究を積極的に推進するとともに、若手教員や実務教員をはじめ教員の海外派遣、国際研究プロジェクトや国際学会の参加などの研究交流事業をサポートする。 46 海外協定校との連携を深め、毎年度 30 人以上の外国人留学生を受け入れる。また、チューター制度、留学生による母語講座、留学生及び日本人学生による外国人児童生徒への修学支援などの地域社会や学校からのニーズに応じた支援事業を積極的に行うとともに、地域の特色を活かしたスキー事業などを実施し、外国人留学生と日本人学生及び地域社会との交流活動を活発にし、キャンパスの国際化を推進する。
(2) 附属学校に関する目標 学校教育に関する今日的課題や新たなニーズに応じた教育モデルの開発を目指し、大学と附属学校の緊密な連携・協力の下、地域の教育課題の	48 大学と協働して、附属幼稚園から附属中学校までを通した「21世紀を生き抜くための能力」育成のための教育課程のモデルを「開発、実践し、この成果を大学の教育実習に活用する。また、附属学

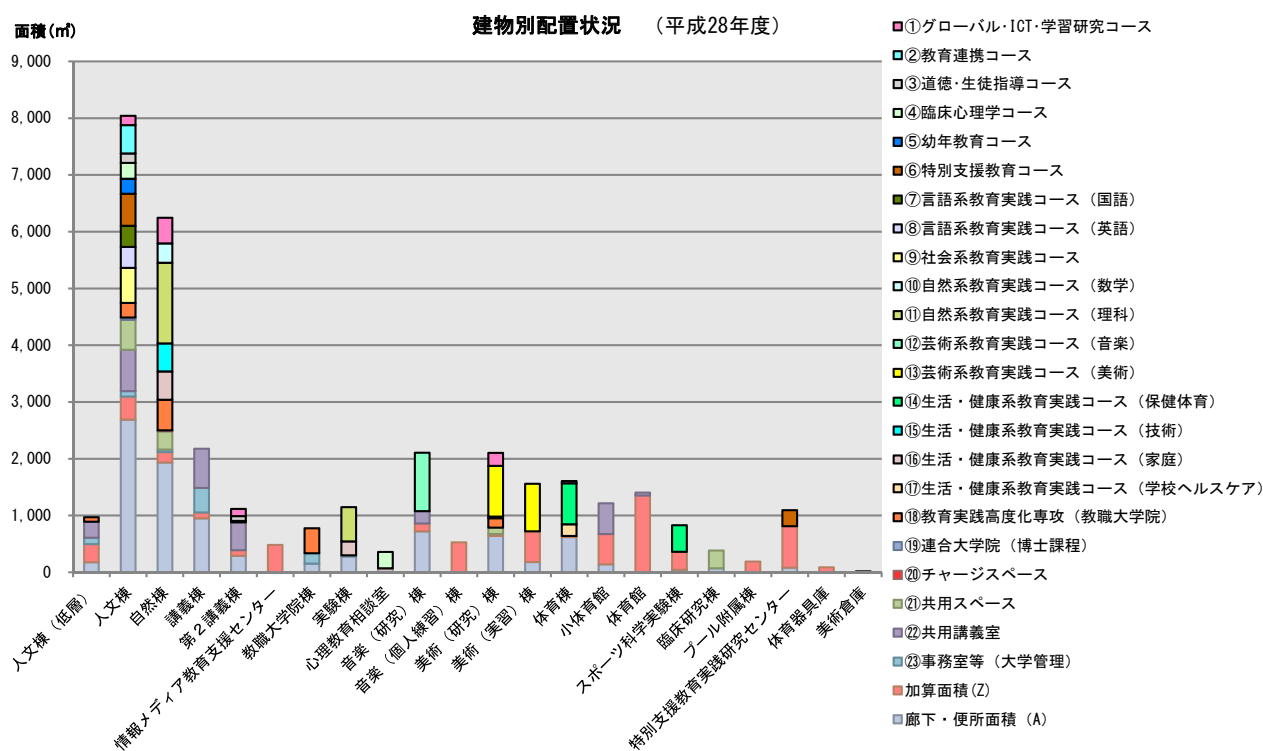
解決を含め、教育に関する実践的な教育研究を進める。	校教員が「大学での指導法に関する授業を担当し、学生が教員として実践的な力量を形成するための一翼を担うなどの日常的な連携を行う。
Ⅱ. 業務運営の改善及び効率化に関する目標 2. 教育研究組織の見直しに関する目標 教員養成の質的転換と研修機能の強化・充実を図るため、学習指導要領に対応できる、「21世紀を生き抜くための能力+α」を備えた教員を養成するための教育課程の開発に取り組むとともに、平成32年度の改組に向けて教育研究体制の見直しを行う。	(学部) 60 教員としての総合的な資質と実践的な能力の育成を重視し、小中一貫教育への対応等の機能強化に向けて専修・コースの改組を行う。また、教育現場における焦点化した問題の設定と解決する力や、学校現場の諸課題を多面的・総合的に捉え解決する力を持った高度専門職業人としての教員を養成するため、学部段階で修士レベルの内容を履修するなど、修士課程、専門職学位課程への接続を考慮し、大学院での学びをより深化させる6年(5年)一環プログラムを導入する。 (大学院) 61 修士課程における教科及び教職に関する専門性と、専門職学位課程における学校現場の諸課題の解決に関する実践力・応用力等の両課程の強み・特色を活かし、両課程が協働して教育研究成果の共有をはじめ、教育内容や指導法とその検証等を行う体制を構築する。 (修士課程) 62 教育現場における教科及び教職に係る優れた実践的な指導力と研究能力の向上を重視し、教育現場の焦点化した問題の設定と解決の方策を総合的に捉える教育課程を編成し実施するために、現代的課題の理解と実践的課題解決に資する研究指導体制の再構築に向けて、専攻・コースの改組を行う。 (専門職学位課程) 63 学校における指導的役割を果たし得る実践力・応用力の修得を重視し、教育委員会や学校現場における要望等を踏まえ、学校現場の諸課題を多面的・総合的に捉え解決に資する教育実践及び、連携協力校等における学校支援(実践)とその実践の省察及び成果の還元を内容とした授業(「学校支援プロジェクト」)のさらなる充実に向け教員組織体制を強化する。
Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標 1. 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 本学の知的・人的・物的資源を活用し、外部研究資金の獲得やその他寄附金等社会からの幅広い支援の拡大について積極的な取り組みを行う。	67 自己収入の増加・多様化に向けた取り組みとして、各種料金設定を見直すとともに、新たな自己収入増加の取り組みを2つ以上企画し、実行する。 68 科学研究費助成事業の獲得向上に向け、支援体制の強化など積極的な取り組みを行い、第3期中期目標期間中に、新規採択率35%を達成する。 69 創立40周年となる平成30年に向けて、記念事業の計画を作成し、そのための財源として上越教育大学基金への募集を計画的に進める。このことにより、基金を活用した学生に対する奨学事業

	(経済的に困窮した学生、本学学生の海外留学や外国人留学生への支援等)を、平成27年度の支援状況に比し、第3期中期目標期間末には2倍以上に拡充する。
2. 経費の抑制に関する目標 各種業務の効率化・見直し及び選択・集中化を図り、経費を抑制する。	70 複数年契約の対象拡大やスケールメリットを活かした多様な契約形式の導入、IT機器の機能を最大限に活用した事務処理の効率化、福利厚生施設などの見直しなどによりコストを削減する。 71 京都議定書目標達成計画が策定された平成17年度を基準として、毎年1%以上のエネルギーの低減を目標とし、光熱水量を削減する。
3. 資産の運用管理の改善に関する目標 大学運営資金の適切な運用を図るとともに、保有資産の有効活用を推進する。	73 保有する資産(土地・建物等)の有効活用を促進し稼働率を向上させる。また、利用料を徴収する施設等については、第2期中期目標期間中の利用状況に比して10%以上増加させる。
V. その他業務運営に関する重要目標 1. 施設設備の整備・活用等に関する目標 施設マネジメント基本方針に基づき、既設施設の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行う。	79 大学改革を踏まえ、キャンパスの目指すべき姿やキャンパスの整備、活用の方向性を明確にしたキャンパスマスタープランを充実し、安全・安心な教育研究環境の基盤を確保するため、老朽化対策及び機能改善等の整備を推進する。その際、よりアクティブ・ラーニングに適した学修環境、エコキャンパスなどの観点を重視して整備を行う。 80 教員・学生の流動性や教育研究組織の変更に柔軟に対応でき、かつ、固定化しないような教育研究スペースの配分を行うため、共同利用スペースを平成27年度の2倍以上に拡充するなど、施設の有効活用を進める。
2. 安全管理に関する目標 労働安全衛生法等を踏まえ、快適な修学・就労環境を実現するため、学生等(本学学生、附属学校の幼児・児童・生徒)及び教職員の健康の保持と安全確保に努めるとともに、大学・附属学校において、健康教育、防災教育を重視して安全への意識向上を図る。	81 学生等及び教職員の健康の保持、健康意識の向上のため、健康に関する教育、研修や啓発活動等を実施する。 82 自然災害等から学生等及び教職員の安全を確保するため、中越地震、東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育、地震、火災等の災害を想定した防災等に関する訓練や啓発活動を実施する。また附属学校において地震、火災等の災害や、不審者対応の訓練に加え、本学が所在する地域性を考慮し、降雪期における訓練を実施する。

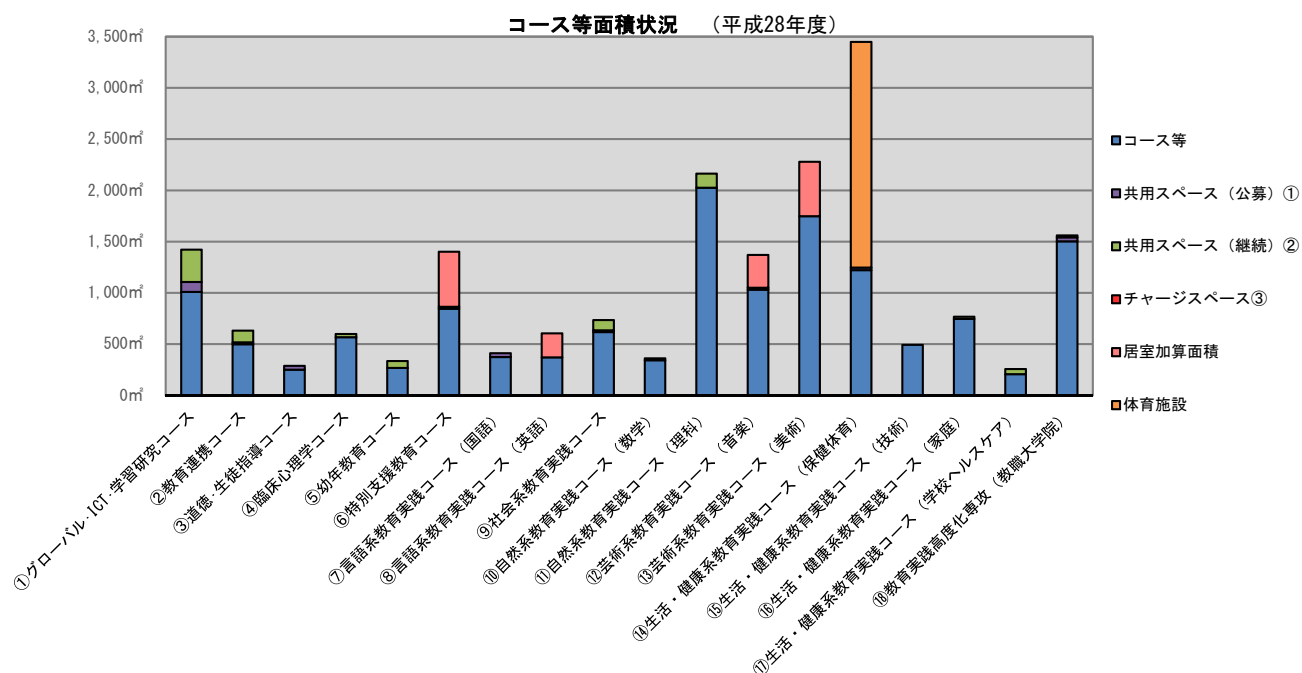
■ コース等建物別保有状況



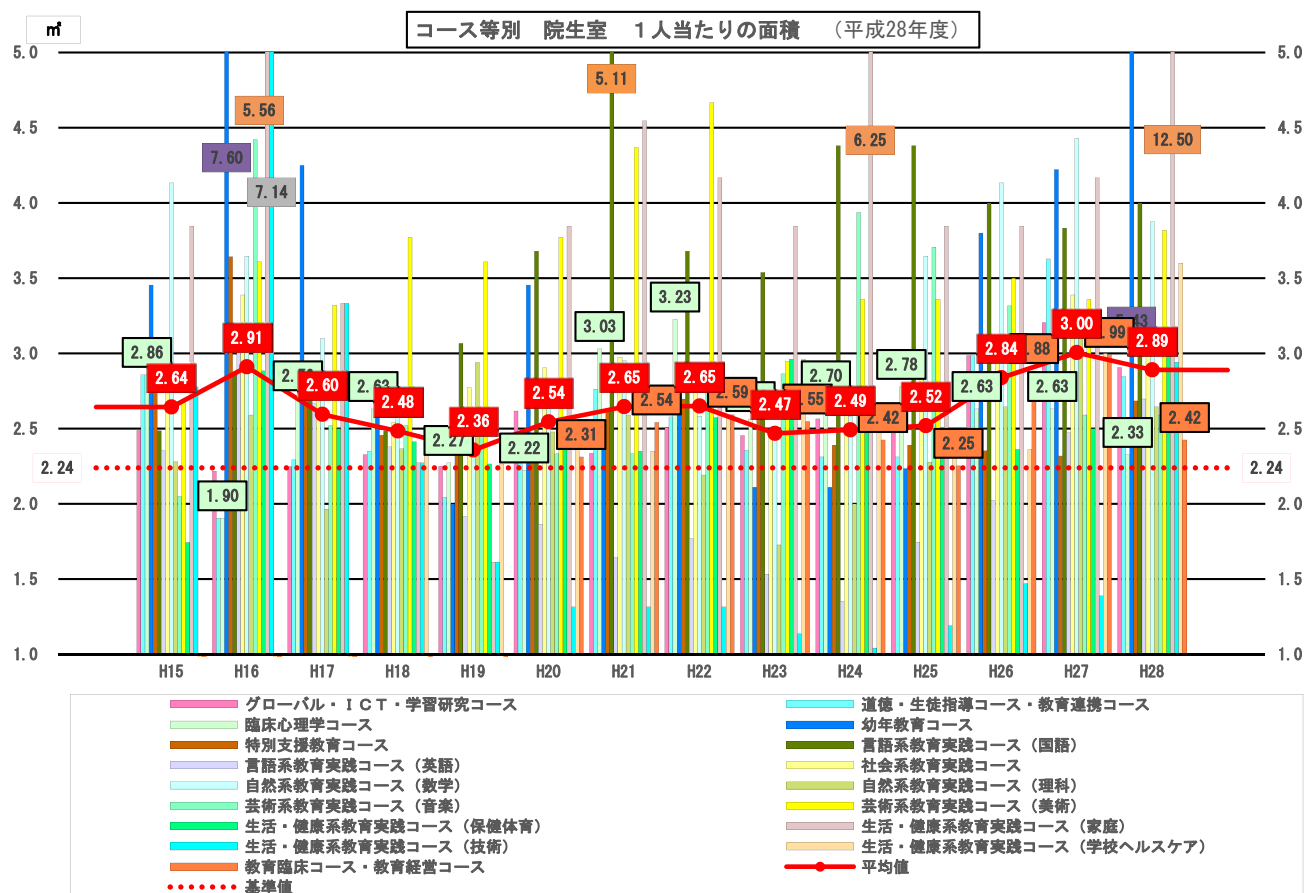
■ 建物別配置状況



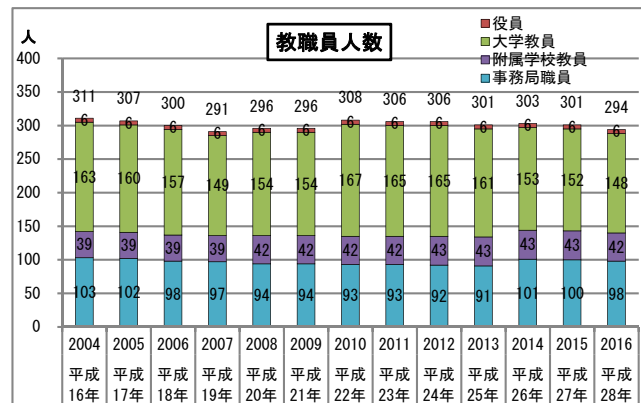
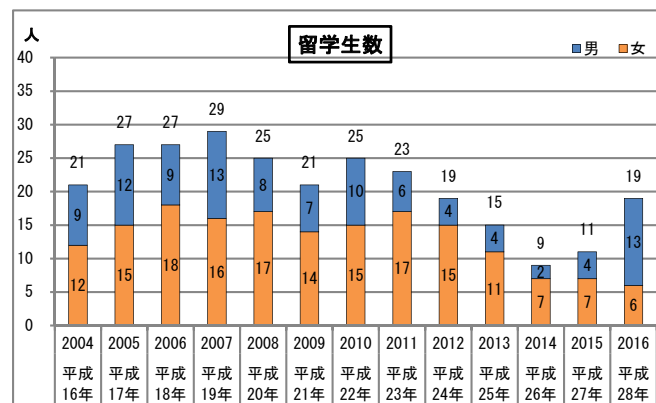
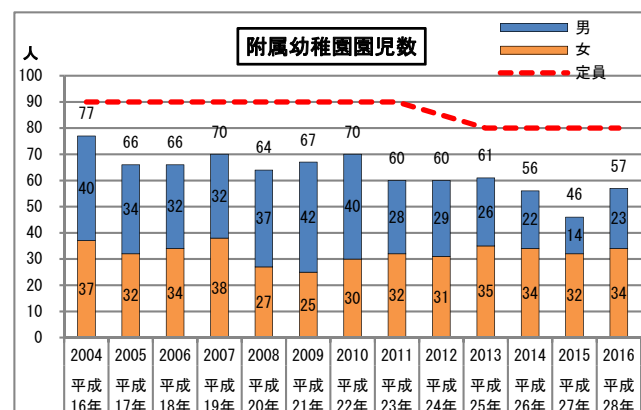
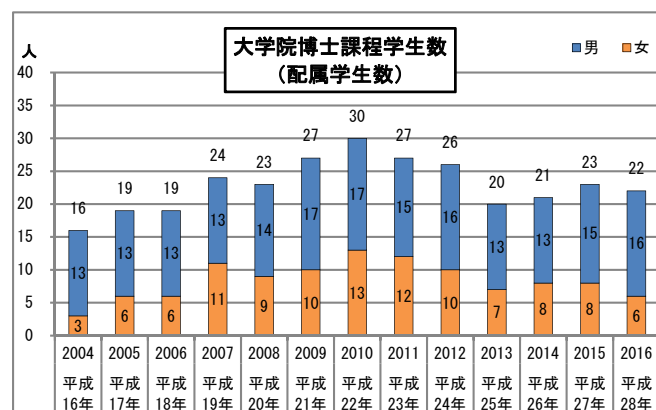
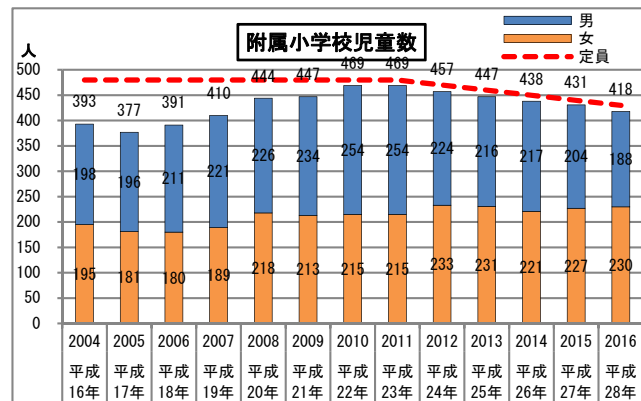
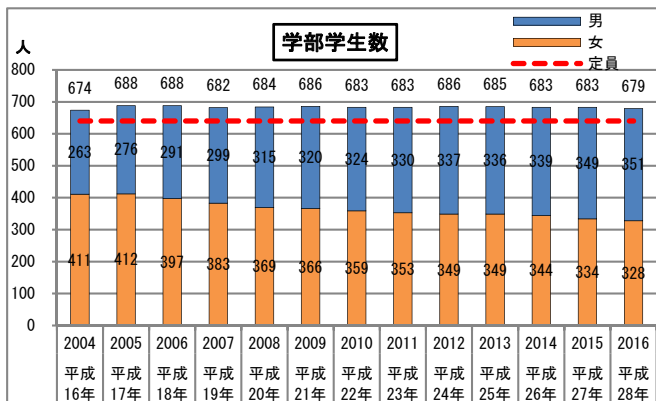
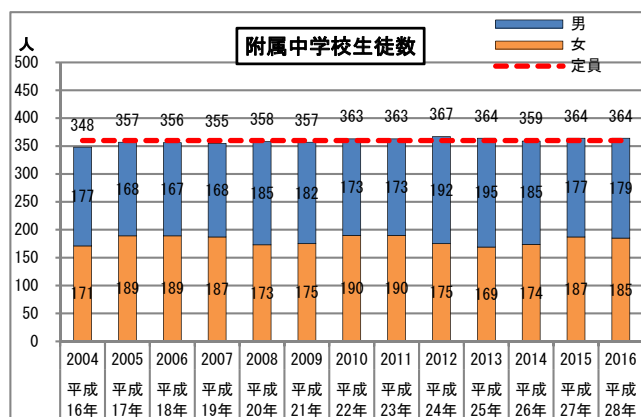
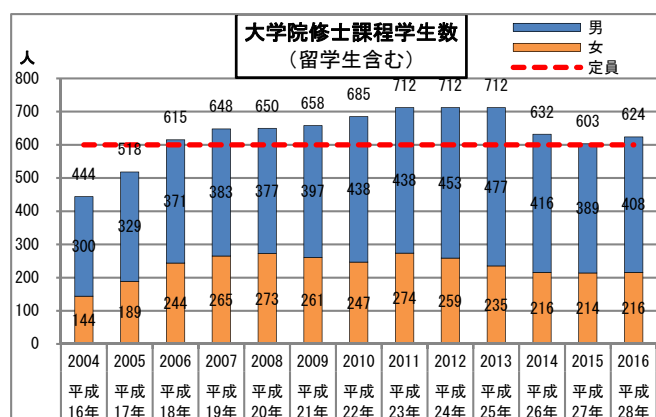
■ コース等面積状況



■ コース等別 院生室 1人当りの面積経緯



■ 学生数等経緯



■ 環境方針

国立大学法人上越教育大学 環境方針

(平成23年1月12日制定)

上越教育大学は、自然や歴史、文化に恵まれ、教育に対する深い理解と愛情を有する文教の地において、国際化時代に対応し「地域に根ざした教員養成」を実現するにあたり、教育、研究、社会への貢献、地域連携等の活動に対し、全ての大学構成員が協力して、次の事項を推進することにより、環境との調和と環境負荷の低減に努めます。

1. 持続発展可能な社会の構築に貢献する力量を身につけるための環境教育・環境学習活動を推進し、教育現場をはじめ地域社会において環境保全の推進に活躍する人材の養成に努めます。
2. 豊かな自然との共生を図り、生物多様性を重視し、地球規模で環境を考え、地域から行動・発信し、評価できる人材の養成に努めます。
3. 環境関連法規を遵守するとともに、本学としての特徴を活かした持続発展教育や環境保全活動を推進し、地球環境に対する負荷の低減を図ります。
4. 循環型社会の構築を進めるための環境マネジメントシステムを確立するとともに、大学構成員の意見をもとに継続的な改善を図ります。

■ 温室効果ガス排出抑制等のための実施計画

国立大学法人上越教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画（抜粋）

平成 23 年 1 月 12 日役員会決議

平成 25 年 7 月 12 日改正

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成17年2月16日発効）、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）その他、地球温暖化対策に関する日本政府の取組を踏まえ、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）において達成すべき温室効果ガス排出抑制等のための実施計画を、以下のとおり定める。

1. 目標

本法人の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成17年度をピークに減少傾向にあるが、世界規模の地球温暖化を考えると更なる温室効果ガスの削減が必要であることから、平成17年度より毎年1%削減することを目指す。

なお、取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の推移などを踏まえ、適切に見直すこととする。

2. 対象となる事務及び事業

本計画は、本法人の事業全般を対象とする。

なお、業務委託者及び学外施設利用者に対しても、実状に応じた地球温暖化対策の実行指導を行うこととする。

3. 実施計画の期間等

本計画は、平成28年度から平成33年度までの6年間を対象とするものとし、確認検証を行うこととする。

但し、その確認検証及び技術の進歩等を踏まえ、見直しを行うことがある。

4. 実施する措置

本計画は、国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針を踏まえ、下記の措置を実施する。

■ 有効活用規程

国立大学法人上越教育大学施設有効活用規程

(平成 16 年4月1日規程第 66 号)

最終改正 平成 27 年 12 月 24 日規程第 52 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の施設の利用状況等について自ら点検及び評価を行い、全学的視点に立った施設の管理運営を推進するために必要な事項を定めるとともに、教育研究の変化に対応した施設の有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 教育研究上必要な校舎等の建物及びその附設設備並びにこれらの敷地等をいう。
- (2) 部局、部局長「部局」とは別表に掲げる部局をいい、「部局長」とは同表に掲げる部局の長をいう。

- (3) 施設の共用化 全学の施設について、特定の部局が専用する部分と共用可能な部分に整理し、利用方法の変更等により、共用可能な部分の共同利用を行うことをいう。
- (4) 施設の再配置 教育研究を円滑に行うため、全学的視点に立った利用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、施設利用の改善を図ることをいう。
- (5) 共用スペース 教育研究上必要な施設の弾力的な活用を行うため、全学的見地に立った共同利用を前提とした一定の期間及び規模を定めたスペースをいう。
- (6) 管理運営 施設について、常に良好な状態を維持し、その用途及び利用形態に応じて効率的かつ適正な運用を図ることをいう。

(施設の点検・調査等)

第3条 国立大学法人上越教育大学施設安全・環境委員会(以下「委員会」という。)は、施設の利用状況等の実態を把握するため、施設の点検・調査を毎年度実施するものとする。

- 2 前項の点検・調査は、委員会の委員及び事務系職員が行う。
- 3 委員会は、前項の点検・調査の結果を取りまとめ、学長に報告するものとする。
- 4 委員会は、前項の報告に基づき、点検・調査の結果を公表するものとする。

(評価及び施設の改善)

第4条 委員会は、前条の点検・調査の結果に基づき評価を行い、当該施設の改善が必要と判断したときは、改善等に関する事項を付して、学長に提言するものとする。

(改善要求)

第5条 学長は、第3条第3項の報告及び前条の提言に基づき、当該部局長に利用方法等についての事情聴取を行い、施設の共用化又は施設の再配置が必要と認めたときは、当該部局長に利用方法等の改善を要求することができるものとする。

(改善要求への対応)

第6条 前条の改善要求を受けた部局長は、必要に応じ、専攻長及びコース長と協議し、速やかにその措置を講じ、学長に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する報告を行うときは、事前に改善に必要な手法及び経費について施設課と協議するものとする。

(施設の明渡し)

第7条 施設の再配置等による移行に伴い、新たに教育研究に関する施設を利用することとなった者は、移行前に利用していた施設を当該部局長を通じて、学長に明け渡さなければならない。

(共用スペースの確保の原則)

第8条 施設の有効活用を図るため、原則としてすべての施設を対象として共用スペースを確保するものとする。

- 2 共用スペースは、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 既存施設の改修又は見直しによる共用スペースの面積は、第3条第1項に規定する施設の調査の結果に基づき、学長が関係部局と協議して定める。
 - (2) 施設の新築、増築、改築又は改修により確保する共用スペースの面積は、既存の部屋面積及び計画部屋面積を合わせた全部屋面積の20%を原則とする。ただし、全部屋面積が小規模又は専有的な用途を目的とする場合は、この限りでない。

(用途決定等)

第9条 学長は、共用スペースの利用目的、利用者及び利用期間等について決定する。

- 2 共用スペースの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(管理運営等)

第10条 学長は、当該施設を利用する部局長に施設の管理運営を委託することができる。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、施設の有効活用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

■ 施設マネジメント基本方針

○ 施設マネジメントとは

本学の理念や大学憲章の実現を目的として、施設の総合的・長期的な視点で、教育研究活動に対応した適切な施設を確保・活用するための新增改築・改修事業、修繕・保守点検等の維持管理、既存施設の有効活用・再配分、省エネルギー対策、これらに必要な財源の確保などの取組みのことです。

施設マネジメントとは

大学経営の一環

施設は、人材・資金・情報と同様に、**経営資源の一つ**です。

施設マネジメントとは、国立大学等の理念やアカデミックプランの実現を目的として、**施設について戦略的な運営を行い**、教育研究や財務の戦略と整合性を図りながら、**最小限の投資により最大の効果をあげる**取組のことです。

具体的には…

総合的・長期的な視点で、教育研究活動に対応した適切な施設を確保・活用するための
 新增改築・改修事業、修繕・保守点検等の維持管理、既存施設の有効活用・再配分、
 省エネルギー対策、これらに必要な財源の確保など

トップマネジメントによる全学的な体制の構築が必要

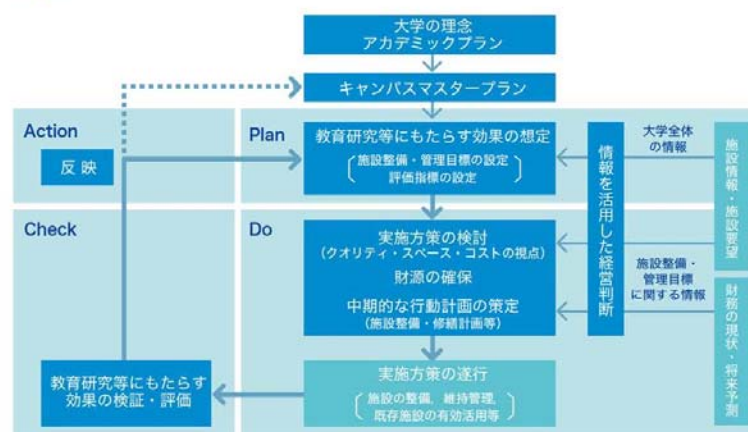
施設マネジメントをトップマネジメントとして制度的・組織的に位置づけ、**経営者層のリーダーシップによる全学的体制で実施**し、大学経営の観点から機動的に意思決定を行います。

部局の枠を越えた横断的な実務体制を構築するとともに、学内会議等における学内の合意形成を図り、実効性のある取組を進めることが重要です。

経営者層の主体的な参画が不可欠

施設の整備・修繕、既存施設の有効活用、省エネルギー対策などの施設マネジメントの実施方針について、**中期的な行動計画を策定するPDCAサイクルを確立**するとともに、**毎年の取組についてもPDCAサイクルによる検証・評価**を行い、取組を継続的に改善していくことが必要です。

経営者層は、PDCAサイクルにおいて担うべき役割を十分に認識した上で、**自らが主体的に取組を進めることが不可欠**です。



中期的な行動計画を策定する施設マネジメントのPDCAサイクル

○ 基本的な考え方

（施設の在り方）

本学は昭和53(1978)年10月1日に設置され、施設は昭和56(1981)年から昭和60(1985)年にかけて山屋敷キャンパスの約90%を建設している。このことから、現在大学施設の大半が大型改修の目安である築30年を超え、老朽改善に向けた改修計画の策定が必要である。また、大学改革に伴う機能改善の必要性が生ずることが予測される。

（施設の現状と課題）

本学施設の現状と課題としては、老朽化の進行、それに伴う維持管理費の増加、そして社会変化に対応できない施設環境の改善とこれまで蓄積されてきた資料の保管スペース不足などがあげられる。

これらの課題を克服するには、今ある施設の見直しを行い、施設改善と維持保全に努め、既存施設の有効活用を図ることが必要である。

具体的には全学的な施設利用を推進し、中期目標・中期計画に沿った施設整備を図り、スペースの管理と建物や屋外環境の維持管理、そして適正な配分によるエネルギー管理、設備等の維持保全及び施設等の修繕計画が重要である。

これらのことを執行するには、管理・運営の支援と全学的視点によるトップマネジメントが最も必要である。

（施設マネジメントの視点）

施設マネジメントを展開するには次の3つの視点から検討を行う。

1. クオリティマネジメント

安全安心な教育研究環境の確保を最優先に考え、施設機能の維持向上と環境への配慮を併せ持ったマネジメントを計画する。

2. スペースマネジメント

既存施設の有効活用を図り、施設の確保及び運用(研究スペースの共同利用・同種実験室の集約化等)に努め、学外施設の活用も視野に入れたマネジメントを計画する。

3. コストマネジメント

新たな施設整備費を求め、地方自治体・企業等との連携による多様な財源の確保や多様なコスト縮減の方策を追求したマネジメントを計画する。

（執行体制の確立）

施設の整備及び保全は、施設整備費補助金や運営費交付金に含まれる教育等施設基盤経費等で執行されている。

よって、管理運営に当たっては、教育研究活動とその基盤である施設が一体的かつ有機的な連携を持って戦略的に展開されることが必要である。

また、施設整備等は大学の経営状態によって大きく左右されるため、施設マネジメントを支援する責任ある執行体制の確立が重要である。

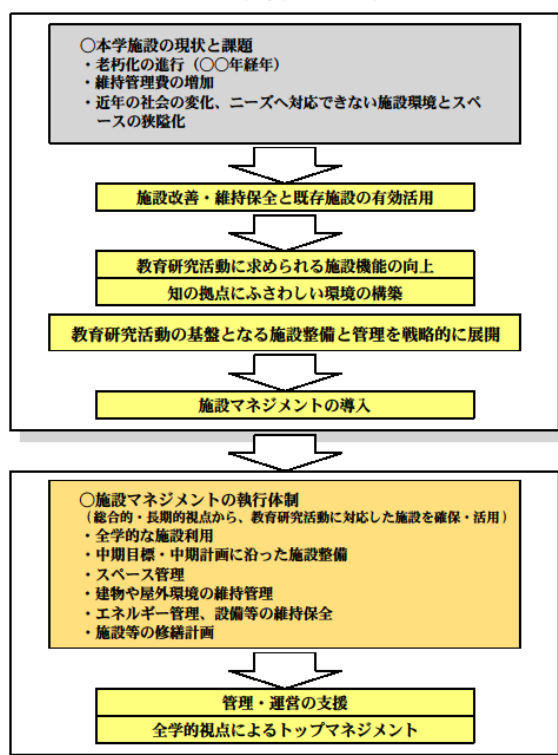
(プリメンテナンス)

施設の長期的な使用を図り、安全性・信頼性を確保するためには、教育研究活動の支障となっている施設の不具合等を解消するとともに、潜在するリスクに対する予防的な施設の点検・保守・修繕等、予防保全(プリメンテナンス)を効果的に実施する必要がある。

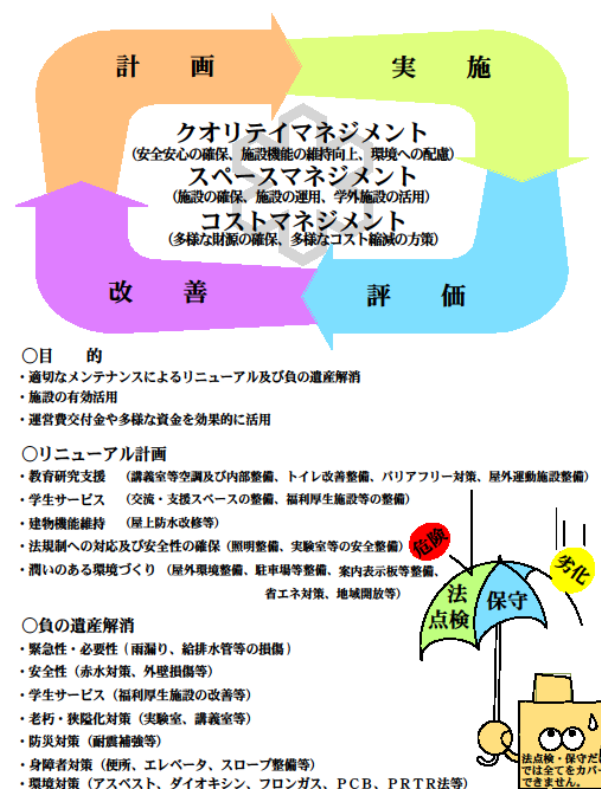
(施設マネジメントの推進)

施設マネジメントの推進は、クオリティ・スペース・コストの3つの視点から実施し、適切なメンテナンスによるリニューアル及び負の遺産解消に努め、施設の有効活用及び運営費交付金や多様な資金を効果的に活用することを目的に行う。

✿ 本学における「施設マネジメント」の基本的な考え方 (イメージ)



✿ 施設マネジメントの推進



■ 懇談会への対応

院生協議会との懇談会への対応

年度	要望等	回答・対応
2016.6.8 (H28)	外灯の設置とバリアフリーについて 昨年度の要望書で、夜間暗くなる大学敷地内の街灯の設置については、「順次、事業請求し、国の予算配置の状況により、配置します」という回答をいただきました。その後の進捗状況を教えてください。また、バリアフリーに対する大学の返答は、「可能な限り、計画・設置・設計するよう努めます」とのことでした。このような考えのもと、どのような取り組みをなされたのか教えてください。外灯設置（例えば、人文棟から駐車場に続く道等）やバリアフリー（例えば、学生会館の階の移動等）への要望は、今年度も挙げられておりますので、引き続き、環境が改善されるよう、計画的な取り組みをお願いします。	外灯の設置について 構内の中庭（外灯含む）については、建物の大型改修に併せて整備する考えであり、国への要求を含め予算の確保に努めているところです。夜間の学生駐車場へのルートは建物内の廊下から事務局などの駐車場に近い建物から向かうなどの利用をお願いします。 バリアフリーについて 大学施設のバリアフリー化については、施設の修繕要望も含めた必要性和緊急度、またそれにかかる費用とその他学内の諸事情などの総合的な判断により、限られた予算の中で、できる範囲で進めているところです。多額の費用がかかるバリアフリー対策については、大型改修時に併せて整備する考えであり、国への要求を含め予算の確保に努めているところです。
2015.3.5 (H26)	暖房設備のメンテナンスについて 各部屋に設置されている冷房・暖房設備へのメンテナンスの実施状況について教えてください。また、計画的にメンテナンスがなされていない場合は、その理由を教えてください。	暖房設備のメンテナンスについて 研究棟等の建物に設置されている冷房・暖房設備は年1回、点検（ウインドエアコンを除く）しています。不具合があり、その場で対応できるものは修理をしています。また、空調設備は年度計画を立て更新をしています。なお、日常点検（フィルター清掃等）は使用者で行うよう願っています。 なお、学生宿舎（単身・世帯・国際）居室内の点検は、居住者の許可や立会いの必要から、居住者の申告により対応しています。居室以外の床下等の設備は、年1回点検しています。
	大学施設に関する改修について 昨年度は音楽棟の改修が行われました。施設の改修は、院生室の移動が伴うことが多く、今後の改修工事を気にかけている声が挙がっています。今後の改修の予定について、具体的な計画や改修の可能性がある施設について教えてください。	大学施設に関する改修について ・本学施設の現状と課題 昭和53年に新構想教育大学として設置され、昭和56年～60年にかけて建設されました。これらの施設設備が30年超となり、老朽化しており、基盤設備の更新も併せた大規模改修を進める時期となっています。 ・今後の改修予定 ほぼ全ての建物の改修を計画しています。大学建物の整備は、施設整備事業として国庫補助金（税金）によって行われます。実施時期は事業費の措置状況によります。 平成27年度採択事業：講堂、附中・附小体育館耐震改修 平成28年度施設整備要求事業 （要求事業で未確定）：28～29年度 図書館改修
	外灯の設置について 「人文棟から池の前を通過して駐車場に行くまでの通路」に外灯がないため、夜の通行が危険であるとの要望が挙げられました。夜間の使用の際、足元が見えないなど、その危険性を感じている学生が多いようです。街灯の設置が可能かどうか、ご回答をお願いします。	外灯の設置について 建物の改修及び屋外環境整備を順次、事業要求しています。国の予算措置の状況により整備します。
	バリアフリーについて 冬季はスロープへの積雪などが見られますが、バリアフリーへの大学の考えを教えてください。	バリアフリーについて 学校施設バリアフリー化推進指針が、文部科学省より示されています。 既存施設においては、学生等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁と

		なるものを取り除くための方策等について十分に検討し、スロープや多目的トイレ、手すりの設置など段階的に整備を行ってきました。 冬季のスロープ除雪については、積雪の状態により対応をしています。 近年、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが求められていることから、大規模改修をする際には、学生、教職員、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点(どこでも、だれでも、自由に、使いやすく)から、可能な限り、計画・設計するよう努めます。
	駐輪場の整備について 「駐輪場への屋根の取り付け」「学生宿舎の駐輪場の増設、整備」について要望がありました。対応可能であるか、ご回答をお願いします。	駐輪場の整備について 現時点では増設及び屋根の設置の計画はありません。 毎年、バイク20台、200～250台程の自転車が放置され、処分に苦慮しています。屋根付きの自転車置き場においても、埃まみれ等、あまり使用されていないと思われる自転車が時々見受けられます。限られた資源を有効に使用するため、不要になった場合は、所有者の責任において速やかな処分をお願いします。

近隣町内会との懇談会などへの対応

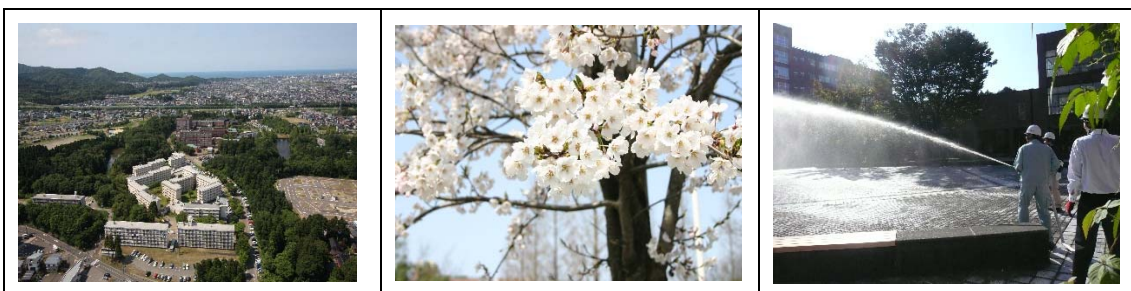
年度	要望等	対応状況
2016.7.26 (H28)	学生寮入口の雑木林東側に安全柵などの設置について 高志小学校児童の通学路であり、転落防止安全対策として安全柵または注意標識などの措置をお願いしたい。	歩道のU字側溝から北側斜面側は大学用地ですので、大学側で安全対策をします。木製の杭を立て、間にロープを張った柵を設置した。(8月末完了) 市道脇舗道の落ち葉処理について、問い合わせあり 11/16 (落ち葉は大学構内の窪地に落として構わないと返答した)
	一時停止安全確認について(教育大学前バス停付近交差点) 学生寮から市道に出る際、一時停止しなかったり前へ出過ぎる車両が見受けられます。極端にいきなり飛び出す車も見受けられます。児童の通学路であり、登下校時は交通量も多く危険な状況もあります。学生への注意呼びかけをお願いいたします。 一時停止標識部分にクルマの枝葉がかかっています。見えにくい状況でもありますので伐採も必要かと思います。	7/27に標識が見にくくなっていた枝払いを実施した。 学生宿舎からの出入口T字路から東側に繁る樹木については、可能な限り伐採して視界を確保させた。(8月末完了) また、出入口付近には注意喚起表示(ゼブラ模様など)を行います。【変更:既存の停止線を手前に書き換え、視界に障害があった看板の向きを変更した。(9月末完了)】
2015.7.23 (H27)	大学前付近の自然豊かな杉林や池は、町内にいろんな形で影響を及ぼしているのので、(境界周辺の)杉の枝打・伐採など手入れをお願いしたい。	境界周辺の手入れについては積雪による枝折れ、また枝打ち、枯れた樹木など、春先と秋の年2回を目途に処理をしているところです。 また草刈についても例年どおり適宜行っているところですが、お気づきの点などがございましたらご意見いただければと思います。
2014.7.23 (H26)	用水路脇にある池から、蚊が大量に発生している。どうにかできないか？	自然(多彩な動植物)が多数存在する箇所、理科教育的にも大事な場所である旨を説明し、町内会長も重々承知しているようであった。
2014.7.29 (H26)	草刈り等の依頼(桜の木の病気と思われる枝やツルの除去、テニスコート横調整池付近の草やツルの除去)	ツルの除去、草刈り、桜の木の剪定、道路の排水側溝の清掃などを定期的に行っています。周辺にご迷惑をお掛けしないよう努めています。ご迷惑がかかるところがあれば、施設課に連絡をお願いします。

	野球場、テニスコートから公道に出る三叉路を一時停止せずに車で出てくることがある。一旦停止の表示や看板を立てるなど対策をお願いしたい。	停止の標識は、以前より設置してあります。 ご指摘を頂きました改善として、路面に「停止線・止まれ」を書き入れ、注意を促すようにしました。
2007.10.22 (H19)	西城宿舎は、今後どのような計画があるのか。 (現在空き家で周辺の草・樹木も生い茂り、町内の危険箇所となっている。) 草刈りなどを行い子供の安全に努めていただきたい。	毎年入居者を募集している。 【H21.3 空き家となっていた8棟(522 m ²)を取り壊した。】
	西城町1丁目国道線、道路側溝及び拡幅改修工事について (宿舎側の道路側溝側壁が老朽化及び樹木の根に押されて崩壊している。)	今後、市役所との打合せが必要と思われる。 樹木の伐採については、慎重に進める。



メ モ





平成29年3月 発行
 編集 上越教育大学施設課
 〒943-8512 上越市山屋敷町1番地
 URL <http://www.juen.ac.jp/>